

平成30年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会

平成30年9月12日

東京都庁第一本庁舎 4階第二入札室

【五十嵐部長】 それでは、定刻前ではございますが出席者の皆様お集まりいただいたようですので、これより平成30年度東京都入札監視委員会第1回第二監視部会を開催いたします。

委員の皆様には、お忙しい中御出席賜りまして誠にありがとうございます。私、財務局契約調整担当部長の五十嵐と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は平成29年度の第2四半期に契約に至った工事についてご審議をいただきます。委員の皆様には、それぞれ御専門の見地から忌憚のないご意見を頂戴し、東京都の入札契約手続の公正性、透明性の確保にお力添えをいただけたらと思っておりますので、ぜひ御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

本日、ご出席いただいております委員及び東京都の職員の出席者につきましては、お手元の資料1ページ目のおりでございます。なお、本日の審議につきましては、各事業執行局の職員も出席させていただきます。

次に、定足数の御報告を申し上げます。当第二監視部会は、昨年度来4名の委員によって構成されておりましたが、本年7月をもちまして志賀こず江委員が任期を満了されたため、現在3名の委員によって構成されております。なお、新任の委員につきましては、現在、委員の委嘱の手続きを進めているところでございます。

当部会での審議の議決につきましては、東京都入札監視委員会設置要綱第7条第6項の規定によりまして、委員の半数以上の出席がなければ審議を開き、議決できないこととなっております。本日は3名の委員皆様が御出席されておりますので、当部会は有効に成立していることをご報告させていただきます。

次に、本日の進行役についてでございますが、有川部会長にお願いしたいと存じますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議等なし)

それでは、御異議ないということで、有川部会長、よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 どうぞ、今日はよろしくお願いいたします。

【五十嵐部長】 お願いします。

【有川部会長】 早速ですけれども、本日の議事進行と資料について、事務局のほうから説明をお願いします。

【五十嵐部長】 それでは、議事進行につきまして、簡単に御説明申し上げます。

まず、同要綱第2条第1号に基づく定例審議として、平成29年度の7月1日から9月30日に契約した工事について御審議をいただきます。議案は6つでございます。

引き続きまして、本日お手元に配布いたしました資料について確認させていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。本日は、よろしくお願い申し上げます。

本日の資料は、定例審議の議案1から6でございます。また、本日各議案の補足資料を別冊という形で机上のほうに御用意させていただいております。このほか、白い分厚い冊子になりますが、東京都契約関係規程集を別途御用意させていただいておりますので、必要に応じ御参照いただければと思います。資料の不足等はございませんでしょうか。

なお、資料の取り扱いにつきましては、本日の委員の皆様限りでご覧いただくこととさせていただきます。本日、当部会終了後も、お取り扱いには十分御注意くださいますようお願い申し上げます。

【五十嵐部長】 それでは、早速ですが有川部会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【有川部会長】 それではまず、この後審議を予定しております定例審議の事案の抽出について全体の、次第がついているクリップ留めの上から5枚目になりますか、右肩に資料1と書いてあります、今回の「審議対象事案の抽出について」というところを見ていただきたいと思っております。

まず、一番基本的な議案の抽出方針ですけれども、1の(3)にありますように、今年の3月29日の平成29年度第3回東京都入札監視委員会において決定された抽出方針、アからカまで書いてある方針プラス、ここには書いてありませんけれども、このほか委員会または部会が必要と認めたものというものを基本的な方針として全体会議で決めております。これを受けて当第二部会では、その抽出方針をより具体化しまして、アの高額の事案については、金額の高い順に上位100件の中から抽出すること。それから、ウの高落札率の事案につきましては、落札率100%だけではなくて99%台のものをあわせて、100%台と99%台のそれぞれ50件ずつを金額の高い順に並べて、それを抽出の対象とすること。それからカの社会的注目事案については、新聞や雑誌で取り上げられるなど社会的に注目された事案の中から抽出すること。イの1者入札の事案と、エの低入札価格調査の対象となった事案と、それからオの長期継続受注事案につきましては、これは該当する全案件を抽出の対象としております。

さらに具体的な今回の抽出にあたりましては、これらの基本的な抽出方針と部会の抽出方針に基づきまして、各委員が一般的な土木工事なのになぜ1者入札になっているのかといった点、あるいは希望者による指名競争なのに、なぜ入札の段階になると1者以外全ての者が辞退しているのかといった観点、あるいは、最終契約額が当初契約額の2倍近くに変更されている理由は何なのか、どのようなものなのかなどといったような、それぞれの委員が個別の着眼点に基づいて、今、先ほど申しあげました対象から候補案を抽出しまして、その中から委員合議の上で、最終的な審議対象案件を絞り込んだというものが、この資料1の審議対象事案1番から6番という形になっているところであります。

ここから、この審議対象事案について具体的な審議に入りたいと思いますけれども、審議の内容につきましては、個人情報や法人情報等の保護の観点から非公開とさせていただきます。後日、詳しい審議内容と議事録を、東京都財務局のホームページに掲載することをお願いしたいと思っております。大変恐縮ですけれども、取材等の方につきましては、ここで御退席をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

それでは、まず議案1の審議を始めたいと思いますので、事務局のほうから説明をお願いしたいと思います。準備ができ次第、説明をよろしくお願いたします。

【荒山課長】 電子調達担当課長の荒山と申します。よろしくお願いたします。

まず議案1の事業所管局でございます建設局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【建設局 大野課長】 建設局総務部用度課長の大野と申します。よろしくお願いたします。

【建設局 吉原課長】 河川部改修課長、吉原でございます。よろしくお願いたします。

【建設局 山本課長代理】 河川部改修課課長代理、山本です。よろしくお願いたします。

【荒山課長】 それではまず、本日御審議いただきます議案6件につきましては、全て昨年6月末の公表分からスタートとしました入札契約制度改革の試行の前の案件ということですので、それを踏まえた上で御審議いただければと思います。

それでは、議案1のほうをご覧いただければと思います。こちらは、高落札率の事案として抽出されました事案でございます。件名は「妙見島防潮堤建設工事（その14-3）」でございます。

本件は一般競争入札、技術実績評価型総合評価方式により契約を行ったものでございます。希望者1者、応札者1者で、落札率は99.9%となっております。工事の概要につきましては、次のページのA3版のほうに資料がございますので、御参照いただければと思います。なお、お手元に補足資料というところで置いてございます。1ページ目から3ページ目でございますけれども、本件は、3回ほど契約変更してございます。そちらのほうの内容について示したものでございます。

4ページ目と5ページ目、こちらが本件1回目と2回目が不調となりまして、3回目で落札というような案件となっておりますので、その1回目と2回目の不調のときの入札経過調書が補足資料として載ってございますので、あわせて御参照いただければと思います。以上です。

【有川部会長】 説明は、これでよろしいでしょうか。では、各委員のほうから質問や意見がありましたら、よろしくお願いたします。せっかく補足資料をつけていただきましたので、手短で結構ですので、1回目、2回目、3回目の変更の理由のところを、簡単に説明をお願いできればと思います。

【建設局 吉原課長】 3回変更してございます。1度目は、変更の理由1枚目の下にございますとおり、一時的に船舶を移動させる計画というところを、船舶を係留できないことが判明しました。このため、河床高の調査ですとか河床の整正を行ったという内容でございます。

2回目でございますけれども、5月の資料になります。主な理由といたしましては、下のほうにございますとおり2点ございまして、1つが事前ボーリングを実施したところ、支持層が想定箇所よりも深いことが判明したということから、構造部につきまして再検討した結果、杭長でございまして、長くすることによりまして根入れを確保したということなんです。

それからもう1つ、2つ目でございますけれども、再検討及び基礎杭の製作等に時間を要したということでの費用並びに工期の変更でございまして。

3回目でございますけれども、8月の資料でございまして。主な変更理由といたしましては3点ございまして、クレーン施設基礎の構築にあたりまして、旧施設の移設関係で工法の変更を行った内容でございまして。2つ目といたしまして、既設の給油撤去を行うに際しまして、地中の支障物を処理するための撤去費用です。それから3つ目、施工の遅れによりまして工期の変更というような形でございまして。

【有川部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【飯塚委員】 今回の変更の理由のところ、暫定係留施設の河床不陸があるということがありますが、これは、造船所というところの船に関係することだと思っております。なぜ、この一企業のために仮係留施設の用意が必要だったのでしょうか。例えばこれが道路であれば道路の占有を許可していたのでしょうかけれども、その占有許可を解除すればいいだけで、この場合も河川についての造船所の占有を解除すればいいだけではないかと思うのですが、いかがですか。

【建設局 吉原課長】 ありがとうございます。河川法は道路法と一部違っておりまして、原因者負担で河川の整備の側が費用を負担しなければならないと根拠法にございまして、そのため、河川の工事に際しましては、原因者負担というような形で整備でございまして。

【飯塚委員】 原因者負担で、何をもって原因とするかですけれども、そもそもは造船所がこの河川に船を係留することについての占有許可が原因なのではないですか。

【建設局 吉原課長】 今回の耐震工事にあたりましては、既存の造船所のマリーナの営業といったものを補償しながら整備をする必要があるということで、そうした意味において、河川整備側が原因者負担の負担を行うというような考え方でございまして。

【飯塚委員】 なぜ、マリーナの営業を都が補償しなければいけないのですか。それは、もう既にこの河川を占有して営業を営むということが既得権になっていて、その既得権を奪ったから補償をしているとも思えるのですが、いかがですか。

【建設局 吉原課長】 長年営業を行ってきたということで、ある意味既得権と考えてもよろしいと考えています。

【飯塚委員】 それでよろしいと思うのは、正しい判断なのでしょうか。長年、占有していました。道路法と違うと言っても、公共用物を占有するという点においては同じです。それを一私企業が長年占有していて、どけてもらいます。それなら補償しなければいけない、その論理というのは正しいですか。

【建設局 吉原課長】 考え方をもう一度ご説明いたします。本工事は建設防潮堤によりまして民間のマリーナ施設所有の船舶の出入りが不可能になるということでございます。それに伴いまして、船舶移動用クレーンを設置することといたしまして、従前の船舶の出入り機能を確保することにしたということでございます。

河川管理者で実施いたします理由は、事前の説明の際に説明させていただいたとおり、船舶クレーンの設置を行う原因が河川工事によるものであるためでございます。根拠法令でございますけれども、河川法19条でございます。「河川工事により必要が生じた他の工事又は河川工事を施行するために必要が生じた他の工事を当該河川工事とあわせて施行することができる」。

河川法第68条、附帯工事に要する費用の説明でございます。「河川工事により必要が生じた他の工事に要する費用は、当該河川工事について費用を負担すべきものが全部又は一部を負担しなければならない」というような原因者負担の考え方によるものでございます。

【飯塚委員】 堂々巡りになりますね。費用を負担しなければいけないという原因をつくったのが、都側は自分たちの工事によるのだと言うけれども、私は、さらには、その工事に支障をきたすような占有許可をしていたからであり、そして都が、その占有の許可をしたからだとすれば、そちらが時系列的には原因ではないですか。だとしたら、占有許可を解除すればいいだけのことであって、それから先の話は、またこの工事とは別途の何らかの補償が他の法律に照らして必要であればするけれども、この河川法に基づく工事から必然的に出てくる必要性は、原因者負担の考え方をとるというのであれば、余計にないと思います。しかし、これはここで議論していても始まらないですね。それとも、私の考えは違いますか。

【建設局 吉原課長】 繰り返しになりますけれども、河川工事に際しましては河川法に基づきまして、原因者負担の考え方で整備するものでございます。

【飯塚委員】 ですから、その原因者負担の考えが違うでしょうと申し上げています。原因は、もともとは占有を許可したこと、それが原因ではないですか。

【建設局 吉原課長】 繰り返しになりますけれども、河川工事によりまして営業に関しまして負担を与えるということでの原因者負担と捉えております。

【飯塚委員】 五十嵐部長、どうですか。

【五十嵐課長】 どちらかという補償関係の問題ということもあって、なかなか契約部門のほうで云々という判断を下す話ではないと思っておりますが、今、先生がおっしゃっているのは、こういう隅のところに係留されていた船舶の移動先を、都費で用意する必要

があるのかどうなのかというお話でした。もう一つは、クレーンを今回設置するというのがある、これについては堤防を高くするというのもあって、こちらの島の中にある造船所からの出入りが、堤防を高くすることによってできなくなるということもあるので、これはもう、完全に河川工事を原因とするような内容のために、クレーンを設置して出せるようにします。

道路工事のときに、その施設からの出入りのところで高低差があるからその部分について補償工事をするというのと同じ考え方ですので、クレーンを設置して出入りできるようにするというのは工事による原因者負担ということで、これは明らかなのだろうと思います。

そこに係留されているものについての移動先の話については、これまでの河川工事などでの考え方とか、あるいは造船所という営業行為をしている中で当然に河川の利用が考えられる世界の話の中で、一定の整理が河川部というか建設局の中にあって、それに基づいてしたものだと聞いてはおります。それについて、契約側のほうでいい悪いというのは今言えません。もう少し議論が必要かとは思いますが、何かありますか。他の工事で、こうした取り扱いだということですか。

【建設局 吉原課長】　　そうです。繰り返しになるかもしれませんが、河川工事に伴いまして、河川は水の流れるところが河川でございます。道路のように新しく造るといふようなものとは、自然公物であるというところが少し違うのかと思います。

従前から利用されている方にご迷惑を掛けながら河川工事を進めている中で、機能を補償しながら河川の整備をするというのは絶対条件になりますので、そういった意味も含めまして、川の工事は地域住民の方と一緒に連携しながら進めておるといふところで、利用形態を損なうものについてはきちんと原因者負担で機能補償するという考え方で行っているものでございます。

【五十嵐部長】　　係留されていた船というのは、当然、占有許可なり使用許可なりを出した上で、造船所で利用されていたといふことなのではないでしょうか。

【建設局 吉原課長】　　基本的にはそのようにきちんと占有していただいて、利用していただいていた形になります。

【有川部会長】　　2つあります。マリーナのほうも占有許可をしていたのですか。

【建設局 山本課長代理】　　マリーナ施設は敷地内の話でしょうか。

【有川部会長】　　これは、マリーナにも補償するというやり方をしています。

【建設局 山本課長代理】　　はい。

【有川部会長】　　占有許可をしていたのか、それとも、事実上占有していたから既得権で補償したといふのか、どちらですか。

【建設局 山本課長代理】　　当然、河川区域内は、占有が出ています。

【有川部会長】　　占有許可の行政処分をしているのですか。

【建設局 山本課長代理】　　はい。

【有川部会長】　　そうですか。飯塚委員と同じところに問題意識を持っています。少し角度を変えさせていただくと、1 ページの全体の工事の見取図は、平成一桁年代で進めてきて、ここだけ虫食いで置いてきてしまって、それから25年くらいたって今回、この区分の工事をしています。そうすると、もう25年くらい前からここを工事することは分っているのですが、関係者に対してどのような説明をしてきたのか、どのような働きかけをしてきたのかがよくわかりません。

【建設局 吉原課長】　　確かにこの前後に、隣接工区につきましては平成6年、7年施工ということで、10年以上間隔が空いているというのは事実でございます。

担当事務所からの聞き取りによりますと本工事区間内は、全部で妙見島は1.6キロくらいございますけれども、この部分だけについては、やはり民間マリナ施設の船舶の出入りができなくなるということで調整に時間を要していたと聞いてございます。特に営業を継続しながら行うということで、施工の計画ですとか、あるいは防潮堤の建設に伴う機能補償の内容といったもののやりとりに時間を要しているところと聞いています。

【有川部会長】　　長いところ二十数年間の歴史は詳しくはわかりませんが、何か相手方としてみれば、これだけの期間を空けられるとますます工事をするための障害が増えていっている感じがします。その辺は、つまり平成7、8年くらいにやっていたらどのくらいの補償が必要であって、今回の時点で、当時から見ればさらに補償する必要がふえているということはないのでしょうか。原因者負担とは言われるけれども、工期を大きく遅らせたばかりに、向こうの既得権益がどんどんふえてきていることがなかったのかどうか、その辺の説明もいただきたいです。

【建設局 吉原課長】　　期間が長引いている中で、利用しながら工事を進める中身につきましては、特に機能がこのくらいの時間によって増えたという認識は持ってはございません。

【有川部会長】　　普通の補償でしたら、工事をする頃からどのような補償をしなければいけないかはある程度きちんと計算するのだらうと思うので、工事の中に入れ込まれてしまうと、本当にこの補償が妥当な補償金額に基づいた補填の工事なのか見えにくいところがあります。そこがまた、飯塚委員と同じような気持ちを持っています。

ですから、先ほど飯塚委員が冒頭に言われたように、工事の中に潜り込ませるのではなくて、こうした工事をするに対して、どのような補償をしなければいけないかという補償の考え方できちんと整備するほうが、透明性があるのではないのでしょうか。あるいは、適正性があるのではないかという気がしますが、どうですか。

【建設局 吉原課長】　　見えにくいという御指摘は、ありがとうございます。今回の補償の中身につきましては、金銭補償ではなく機能の補償になります。いわゆる従前から営業していた機能を確保しながら耐震工事を進めていく中で、金銭のやりとりではなくて、機能を補償するための工事をします。そのため、機能補償する分につきましては、通常の

防潮堤の建設工事より追加の費用がかかっているというのは間違いございませんけれども、そういった意味で機能を確保しながら行うための工事の細かな中身が機能補償の金額になってきておりまして、見えづらいという御指摘は、そのとおりかもしれません。

【有川部会長】 特に見えにくいのはマリーナのほうですけれども、マリーナは、どういう部分が機能補償になりますか。

【建設局 吉原課長】 まずは、防潮堤を建設するにあたりまして、従前よりも防潮堤の高さが高くなるということで、従前からクレーンはございましたけれども、さらに防潮堤の高さを超えるようなクレーンが必要になってくるというところがございます。

それから、先ほどの変更の中身にございましたけれども、給油の施設といったものも、場所が今回の工事に伴いまして変えなければならなかったりしますので、そうしたところで機能を確保するというような中身になったところがございます。

【有川部会長】 もう1回だけ、すみません。今のクレーンの施設というのは、もっぱらマリーナの対応なのですか。

【建設局 吉原課長】 そのとおりでございます。

【有川部会長】 造船所のほうの契約変更、当初想定していなかった契約変更というのは、2回目の変更ということなのですか。1回目と3回目は、どちらかといえばマリーナの対応なのですか。

【建設局 吉原課長】 3回目のクレーンの基礎の部分、8月の変更のペーパーでございますけれども、この変更の理由①のところ、クレーン施設の基礎の構築の部分の変更でございます。それに当たるものでございます。

【有川部会長】 3回目の変更の中で、造船所の関係はどれになるのですか。

【建設局 吉原課長】 1と2の両方でございます。

【有川部会長】 ①、②ということですか。

【建設局 吉原課長】 そのとおりでございます。

【有川部会長】 ①、②のクレーンはマリーナの関係ですけれども、どの部分が造船所の関係ですか。

【建設局 吉原課長】 マリーナが造船所でございます。

【有川部会長】 すみません、私の認識不足で間違えました。民間マリーナ施設というのが造船所なのですか。

【建設局 吉原課長】 そうです。

【有川部会長】 そうですか。造船所がマリーナ施設を持っているということですか。

【建設局 吉原課長】 そういうことです。

【有川部会長】 それは、平成一桁のときも同じ状況だったのですか。

【建設局 吉原課長】 同じ状況でした。

【有川部会長】 同じですか。一言感想的ですけれども、これだけ時間をかけているのだったら、工事を始めてからあちこちで不陸があったりというのが出てくるのが、よくわ

かりません。これだけ時間をかけたのだったら、むしろかなり調査が済んでいると思ったのですけれども、全く手付かずでここを工事してきたということですか。

【建設局 吉原課長】 民間の施設の中の話でございまして、工事を始める前は常時営業で使っていたというところもございまして、実際に現地に入らなければわからなかった状況も多々ございます。御了承ください。

【有川部会長】 どうぞ。お願いします。

【小池委員】 補足資料として第1回と第2回の入札経過調書をつけていただいています。第1回も第2回も不調ということですが、第1回は、2者希望してきたけれども入札はしなかったということですね。第2回のほうも、希望者数としては1者けれども、入札を辞退されたということだと思います。

第3回ということでこうなったわけですが、今、ここでは高額落札率として抽出しているわけですが、ここでも応募者1、指名者1、応札者1となっていて、ある1者です。それは、この第1回、第2回の経過を通して、もう少し複数の者が応募できるように何か工夫をされるべきことかと思えます。その辺りを、どのような対応をなさったのか、御説明いただきたいと思えます。

【建設局 吉原課長】 おっしゃるとおり、もう少し工夫の余地があったのかもしれませんが、不調になった業者にヒアリングを行いまして、我々の設計の考え方ですとか、使う重機の考え方ですとか、そこら辺の意見交換をしました。それで、より適正な設計を心掛けた結果、結果的には1者だったということで、今後の反省材料と想っているところでございます。

【小池委員】 そうですね。ヒアリングをなさったというのは、とてもよいと思えますけれども、たぶん、この森本さんにヒアリングを2回なさって、結局、森本さんのジョイントが落札となると、そちらの企業のやりやすいように、当然、そうすれば他の企業もやりやすいだろうということがあってのことだと思いますけれども、その辺りのことを、その1者だけにと、そこから判断されないようなことが必要かと思えます。

ヒアリングされたということですので、特にそれ以上のことを申し上げることはできないかと思いますが、他の社もこうしたらできるのではないかということ、十分に検討されるのが重要かと思えます。意見です。

【有川部会長】 補足資料につけていただいております入札経過ですが、27年度、28年度の開札は、いずれも不調になりました。その辺の経過と、前の2年は秋口でマリナーに引っ掛からないときに契約しようとしていますけれども、今回は夏場をまたいだのはどうしてかというのを、あわせて教えてください。

まず、27年度、28年度の経緯から教えてください。

【建設局 吉原課長】 3回出しております。最初の工事でございますけれども、まず、クレーン施設そのものも工事の中に一緒に入っていました。クレーンの製作につきましては、製作だけをする会社がございまして、最初の変更のときにそれを別に分離いたしまし

て、クレーンの製作と防潮堤の工事を別々に出したほうがとりやすいのではないかという工夫で、最初の変更をさせていただいたところでございます。

それから、先ほども少し御説明いたしましたけれども、不調の原因につきまして業者と意見交換をさせていただきまして、工事の中身、内容につきまして工夫したというのが次の変更の中身でございます。

発注の時期につきましては、結果的に違ってございますけれども、夏場をまたぐという期間の中身については、条件的には一緒と考えているところでございます。

【有川部会長】 より重要な話が出たので発注時期は脇に置いて、27年度と28年度に不調になって、それでもあきらめたということですか。資料の説明がないので私のほうで誤解しているとあれですけども、4ページの27年度不調、5ページの28年度不調と、今回の入札の関係は、どういう関係なのでしょうか。

【建設局 山本課長代理】 27年度、28年度、29年度に、計3回、発注をかけて入札をしているということだと思いますが、27年度に出して不調だったので、翌年度、工事の中身はヒアリングをして見直した上でもう一回出して、それでもなかなか、工夫はしていただいているのですが、落札に至りませんでした。2回目、28年度がだめだった部分もあるので、再度出し直しをしたということです。

1年間隔で出していますけれども、あきらめたということではなくて、継続的に受注してもらえるように発注を繰り返していたということかと思います。

【有川部会長】 結構、のんびりした施行ですね。こういうのは、あまり聞いたことがありません。この工事は、緊急性がないのですか。

【建設局 吉原課長】 決してそういうことではございませんでして、高潮の耐震工事は今、事務所のほうも年間にもすごい数を目指年次がある中でやっているところでございます。平成33年度を目指している中で、次々とある案件の中で最優先でやってきているのは間違いないということでございます。決してあきらめているようなことではございませんでして、やれる限り早く取り組んできました。結果的に時間が空いてしまったような印象を持たれるかもしれませんが、最速でやってきたと認識しております。

【有川部会長】 こうした虫食いというか空いていたら補完工事もう二十何年前のもので、効果は全然上がっていません。どこか穴が開いていても大丈夫なのかどうか、私はそここのところは、どういう計算でこのような構造物を造っているのかわかりませんが、できるだけ早く開きはなしでふたをしなければいけないと思います。その年の最初の入札で不調になったからといって翌年に回して、翌年も不調になったからまた翌年に回すというのは、本当にこの防潮堤の工事が必要だったのかというくらいの疑問が出ます。

【建設局 吉原課長】 確かに飛んでいると言えば飛んでございますけれども、平成8年から時間をおきまして、その後、平成19年から別の場所ですけども妙見島の防潮堤の工事につきましては再開しておりまして、19年、20年、21年と、ずっとやってき

ておるところでございます。

それから他の、妙見島以外にも全体で全体計画というのがございまして、それが約86キロの計画になってございます。その他の部分も全体で目標年次がございまして、他の部分もやってきている全体の中での妙見島の整備ということで御理解いただければと思います。

【有川部会長】 専門ではないので、これが、この部分がところどころ虫食いといっても、20年たっても30年たっても工事の意味があるのだというか、それとも、やはりこういうところは早めに全部穴が開かないように早急に整備しなければいけないのでしょうか。今のお話だと、事務所の所管する工事箇所がたくさんあるので全体的に何十年もかけてみんな虫食いのようになってきたのだとすると、震災が起きた瞬間に何も、どれも役に立たないということになりませんか。

【建設局 吉原課長】 おっしゃるとおり、妙見島の耐震事業につきましても3.11以降、平成33年度までという目標年次がございまして中で取り組んでおるところでございます。少しでも早くそういった部分がなくなるように、今後、努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

【有川部会長】 少なくとも妙見島は、これで全部完了したということですか。まだ開いているのですか。

【建設局 吉原課長】 この部分の整備が終わりますと、妙見島に関しましては完了という形になるところでございます。

それから、先ほど86キロと申しましたけれども、防潮堤整備につきましては、全体計画の延長は168キロでございます。訂正させていただきます。

【有川部会長】 はい。私ばかり繰り返して申し訳ないですが、また先ほどの質問に戻ります。そういうふうに、できるだけそれぞれの場所で完結した工事施設にしたいということであれば、なぜ27と28に、1回の不調でその年度内にもう一回チャレンジしてやろうとしなかったのかということと、先ほどお話ししましたクレーンの部分の製造も当初入っていたと言いますが、それを切り離してクレーンの製造も全部東京都の負担でやったということですか。

【建設局 山本課長代理】 私のほうから御説明させていただきます。当然、当該年度の予算とか工事の工期というのがありますので、そこら辺を、1回不調になって、またさらに後ろの工期、終わりを見て、やはりずれますので、どうしても年度というものがありますのでそこを見て、すぐに出したいところもあったのですが、予算や工期、あとは関係者との調整も含めて、結果的に翌年度ということになっております。

【有川部会長】 クレーンのほうはどうでしょうか。

【建設局 吉原課長】 申し訳ございません。もう一度御質問をよろしいでしょうか。

【有川部会長】 当初はクレーンの製造も入っていたと最初説明されたように思いますが、それを切り離したと言われたので、クレーンの製造についても東京都の負担で

やったということですか。

【建設局 吉原課長】 そのとおりでございます。

【有川部会長】 それは、原因者負担の中に入るのですか。

【建設局 吉原課長】 クレーンは実際に機能しておりまして、河川工事によりましてクレーンの場所を移動しまして、さらにクレーンをつけて戻す必要がございましたので、クレーンも東京都で設置したものでございます。

【有川部会長】 その契約は、いつやったのでしょうか。つまり、切り離したので先行してやっているのですか。でも、今回の工事は基礎工を入れているので、クレーンの工事はこのあとやるということですか。それとも、製造はしているから、あとはもう据えつけだから先行発注しているのですか。

【建設局 吉原課長】 同時並行で進めておりまして、平成29年10月に開札いたしました妙見島防潮堤建設付帯施設工事その1という工事でやっているものでございます。

【有川部会長】 そうすると、このあとまた飯塚委員に引き取ってもらうと思いますけれども、全体が、この工事における原因者負担としての全体がこの工事だけでは見えないので、それは全体が見えるような形で資料を整理していただきたいと思います。その上で、また飯塚委員、どうぞ。

【飯塚委員】 今のクレーンのことが気になりますが、クレーンを都が製作発注して、クレーンの所有権はどこになるのですか。

【建設局 吉原課長】 マリーナでございます。

【飯塚委員】 では、どういう形で所有権の移転があるのですか。造って出来上がったときは都が金を出して発注したのだから、都のものですよね。それがマリーナのものになるのは、どういう契約をしたのですか。

【建設局 吉原課長】 事前に東京都とマリーナで確認書を交わしてございまして、その確認書に基づきまして工事が終わった段階で所有権をマリーナに渡すという流れでございます。

【飯塚委員】 それは、有償なのですか。

【建設局 吉原課長】 機能を確保するという考え方から、無償でございます。

【飯塚委員】 機能を確保することと、有償、無償ということとは別だと思いません。それはそれとして、私も年に1回しか入札をしないで3年徒過したということが、工事的必要性という観点からどうなのか疑問です。

先ほど予算と工期とおっしゃいましたけれども、予算はもうついているわけですから、あとは工期ですよね。28年の入札は9月、まだまだ28年度中に一定の工事は可能であったわけです。1回入札して不調になったら2回、3回とやっていくのが普通ですよね。どうしてやめてしまったのですか。予算もある、それから時期、時間もありません。

【建設局 山本課長代理】 最初の27年度の予算でいきますと、例えば27年度、28年度の予算があったとしても、次に工事を発注するときには、工期的に27、28では

終わりません。そのために、28年度、29年度という予算を使うことになるのですが、27、28、29年度とすぐに出せたとしても3年かかる工期になりますので、その時点で29年度予算は確保されていません。そういう意味でも出せないという状況に至ります。

【五十嵐部長】 要するに、債務負担で1年後の債務負担はとれないので、発注がすぐにはできませんでしたと、そういうことでよろしいのですね。

【建設局 山本課長代理】 そうです。翌年度はとれないです。

【五十嵐部長】 はい。1年債務のところは2年債務になってしまっていて、そこに予算措置がないので、このままスライドして2カ月後ぐらいに出しても、その工期が4月、5月に入ってしまうから、それですぐには出せませんでしたということによろしいですね。

【建設局 吉原課長】 はい。

【五十嵐部長】 予算の裏付けの都合ということですね。

【有川部会長】 飯塚委員と御相談ですけれども、この案件は非常に重要な問題だと思うので時間をかけるのは構いませんが、他の案件との兼ね合いもあるので、一番問題になったところに絞って、少し調べてもらおうと思います。

【飯塚委員】 はい。

【有川部会長】 全体に関連するのですけれども、最後に出てきたクレーンを製造して、それを全て無償で渡すというのは、本当に原因者負担の補償の範囲なのかという問題と、仮に補償の範囲だとしても、その辺が非常に不透明な感じがします。全体が見えないで、この工事と、たまたま業者にきちんと受注してもらおうということに分けたという面はありますけれども、それでも契約を分けたことによって全体が見えなくなってしまうんです。クレーンの製造についても含めて本案件について原因者負担と言いますか、機能回復の域の範囲内に入っているのかどうかを少し検証したいと思います。今すぐは無理ですよ。今すぐは無理な感じがするので、クレーンのほうは工事の契約ではないので、製造物請負ですから、私たちの調書の候補案件に出ない世界でしょうか。

【五十嵐部長】 今、御議論されている内容については、事業のあり方や、いわゆる機能補償の関係の話ということなので、相手方の森本組の高落札率や1者になった原因とは、直接はあまり関係のない話かとは思いますが、ただ、クレーン工事をもともと内包していたものをクレーンを外したというのは、森本という会社がもともと河川工事、土木屋さんということもあって、そうした機械類の製作が入ると、いずれにしてもそれを受けると下請けのどこかに出さなければいけなくなります。その手間がかかるとか、そうしたものについてあまり自信がないといったことで、土木屋さんは土木屋さんの工事、クレーンはクレーンの機械屋さんの工事ということで分離発注したほうが工事の不調が防げるのではないかという判断が、建設局でありました。それ自体は、別におかしなことではないと思います。

あと、クレーンの補償代行工事として東京都が発注したものについて、それを無償譲渡という形にしているわけですが、その内容が、補償の内容として妥当だったのかど

うかというのは、この競争入札とはあまり関係がありません。そもそも工事の施工に当たっての財産補償、営業補償のような話であって、工事の契約内容とは少し離れていると、私どもとしては思っています。

【有川部会長】 結果的にそのような説明がとれるような状況になったかも知れませんが、そもそも最初の27年度に不調になった原因が、クレーンの製造も一緒に入れていたというわけなので、最終的には外に出しましたけれども、最初からこの工事については、そもそもこの業者に対する工事としていろいろな基礎工事が、私は、クレーンの基礎工事だけだったから機能回復の世界かと思ったら、上ものまで向こうに渡したということなので、この契約監視委員会の、最初から全然そういう話でなければいいのでしょうかけれども、基礎工事を見ていて、上ものも見ているのだという話になった以上は、この契約監視委員会でも、申し訳ありませんが、ミッションの対象になると思いますので、我々のミッションを限定しないでください。契約だけと言わないで、この契約の中身を追求していったら、上ものも別なところで契約しているというのであれば、一体として私どもは問題視しなければいけません。部長がおっしゃるところもよくわかりますが、我々としては、その状況がここまでわかった以上は、基礎工事を見て、「上ものがないから、これは機能補償です」ではないとわかった以上は、上ものも込み込みでこの工事が本当に機能補償になっているのかどうかです。機能補償の工事ですので、機能補償の工事として、それらもあわせて妥当な工事内容なのかどうか、あるいは契約内容なのかどうかということを検証したいと思います。よろしいでしょうか。飯塚委員、小池委員、いいでしょうか。

今の部長のお話は、この契約監視委員会では外そうというお話ですけれども、私は納得がいきません。

【五十嵐部長】 今、先生のほうからそういうお話がございましたので、少なくとも機能補償工事についてどういう考え方でどのようにやっているのか、今、建設局のほうからまとまった見解という感じではなくて途切れ途切れみたいな感じのお話になりました。補償関係は補償関係で別のセクションでやっているということもあって、今は工事関係部署の人間が来ていますけれども、そこまで全部、補償関係まで全て把握しているというセクションでもないと思います。そういうところも含めて、建設局の補償代行工事の考え方、河川における補償代行工事の考え方についてきちんとしたものを、後ほど先生方のほうにお示ししたいと思います。建設局は、それでよろしいですね。

【有川部会長】 それでは、どういう形で説明をしていただきましょうか。今度の全体会合で説明をしていただきますか。

【五十嵐部長】 そうしましたら、今回ここで結論を出すということではなくて、この件については、次の第二監視部会があるときまでに整理し直した上で、もう一回、この場で説明をするという手もあります。もちろん補償代行の考え方は事前に説明しますが、今回、これは保留にして次の委員会の中で上乘せをして、その上でもう一度見るという形はあるかと思えます。

他の監視部会でもそういう形で、この場で判断できないものについては1回持ち越して、次の部会のほうに追加してやったという例も第一監視部会のほうでありますので、先生方のほうでそれによろしければ、次の部会できちんともう一回説明させていただければと思っております。

【有川部会長】 どうでしょうか。次回に持ち越しでよろしいですか。

【飯塚委員】 これを全体会でやると、收拾がつかなくなります。

【有川部会長】 そうですか。よろしいでしょうか。では、次回るときにもう一回再審議をするということですのでけれども、間がだいぶ開きますので、途中経過がわかり次第、随時御報告いただけますでしょうか。

【五十嵐部長】 はい。あと全体会でも、第二監視部会で1件持ち越しになってもう一回再審議しますということ、御報告いただければよろしいと思います。その上でもう一回します。ですので、全体会には、6件あるうちの1件については次に持ち越して、もう一回再審議しますという御報告をしていただければよろしいかと思えます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、長時間お付き合いいただきまして、どうもありがとうございました。

それでは、第2番目の案件を、よろしくをお願いします。

【荒山課長】 それでは、議案2の事業所管局でございます財務局の出席者のほうを紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【財務局 松本課長】 はい。財務局建築保全部庁舎整備課長、松本でございます。よろしくお願いたします。

【財務局 駒形課長代理】 同じく庁舎整備課の庁舎建築担当の駒形と申します。よろしくお願いたします。

【有川部会長】 よろしくをお願いします。

【荒山課長】 それでは、議案2のほうをご覧ください。1者入札の事案として抽出されましたもので、件名は、東京都議会議事堂（29）議員控室その他改修工事でございます。

本件は、特命随意契約により契約を行ったものでございます。工事の概要につきましては、次のページのA3版の資料をご覧ください。また、こちらも補足資料のほうをつけてございます。そちらの6ページでございます。こちらも契約変更を途中で行っておりますので、その内容について、こちらのほうに記載してございます。以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、質問や意見がありましたら、よろしくお願いたします。先に、私のほうから申し上げます。

事前説明をいただいて、この業者がもともとここの部分を造っているので4年に1度ある選挙後の会派ごとの割り振りの工事というのは、やはり従来からやってきた業者しかできないという考えで進めているということと、最初は粗々の契約金額でやるけれども、短期間で会派が、選挙の結果によって大きく当初の想定を変えるということで、こういう変

更金額になるのも、今回の場合は十分あり得るべしというのは、お話である程度理解はしました。

ただ、4年に1回ということがわかっているのであれば予め、施工期間は非常に短いですけれども、準備期間は結構長い時間がとれるかと思いますので、本当にこの業者しかやれないのかという疑問も、沸々として湧いてきたりします。あるいは短期間とは言いますけれども、かなりの、もし随契をするのであったら、当業者にかなりの事前の準備期間があるのではないかという疑問も出てきました。その辺については、ヨーイドンでこの時期しかできないということよりも、随契なら随契なりの、あるいは、場合によっては状況に応じて競争も可能ではないかという疑問も出てきましたが、その辺はどうお考えですか。あるいは、検討したことはありますでしょうか。

【財務局 松本課長】 それでは、御回答申し上げます。準備期間についてですが、議会議中につきましては全ての工事が行えない期間になっておりまして、そうしますと調査についても入れないということでございます。

御承知のとおり、選挙後の割り振りによって工事が確定しますので、実際にどこを調査するかということも、会派の割り振りが決まってからではないと実質的な調査も行えませんので、準備期間をどれぐらい設けたらということではなくて、なかなか、実効的な調査ができないというのが現状でございます。

【有川部会長】 図面等はみんなあるので、他の業者に図面を見せても、やはり他の業者は、ここを施工した業者以外は間仕切り等を換えるというのは不可能だという考えなのでしょうか。

【財務局 松本課長】 あわせまして、こちらの建物につきましては特命理由書のほうにも書かせていただいておりますとおりサイズが、モジュールと書かせていただいておりますが、サイズであったり、特注で材料を頼んだり、それから施工手順についても手慣れていらっしゃる事業者様のほうにお願いしたほうが手早く終わるということです。御経験のない業者が入りますと、そこから中でどういう施工がされているかを御確認いただくからやるということなので、図面でどこまでお示しできるかということでございますが、なかなか施工手順についてまでは我々も図面の中に記載することが難しいものでございますから、ノウハウを持っている元施工の各事業者さんをお願いしております。

【有川部会長】 ありがとうございます。他の委員、意見、質問がありましたらお願いします。

【飯塚委員】 「当施設は独自のモジュールで統一されていて、ビルオートメーションシステムにより運転されるインテリジェントビル」という言い方ですが、それよりももっと重要な要素は、4年に1度間仕切りの変更をしなければいけない構造物だということですね。その4年に1度間仕切りの変更をするのだという前提で基本設計なり何なりを作って、結果が出たら投票結果に応じて間仕切りをやっていくというのが普通ではないですか。

【財務局 松本課長】 こちらの都庁舎につきましてはコンペが行われまして、その中

で一番優れた設計事務所、丹下設計事務所が設計をしたものが選ばれたものでございますが、当時はシンボル性ですとか、シティ・ホールを目指すということで設計が行われています。あわせて、できるだけフレキシブルと言いますか、柔軟性のある執務空間を設けましょうということで、無柱化を図ってございます。ですから、議会棟につきましては、形状についても都民広場があるということで、長方形型と言いますか矩形と言いますか、そこに都民広場の半楕円の形が切り込む形になってございまして、形状も独特な形状をしています。なおかつ、そういった無柱化ということで、フレキシブルな使い方ができるようにしようということです。

あとは、先生がおっしゃったもともと設計でレイアウト変更するようになっているかどうかというのはあくまでも運用の話でございまして、可能性としては非常にフレキシブルなのでレイアウトも変えられます。周辺自治体で古い建物であればコンクリート壁になっていますので、そこを壊すというのはなかなか難しいわけございまして、そこをうまく使うわけでございます。

私どもの建物につきましては、議会棟につきましては今改修工事が終わってしまして、改修工事が終わってさらにグリット天井となりまして、今、こちらはまだ工事が終わっていないのですけれども、さらに基盤の目のようになっていまして、さらにフレキシブルに対応ができるようにはなっているので、あとは運用の問題ということでございます。

【有川部会長】 またありましたら。もう一回私で申し訳ないのですけれども、金額です。当初の契約金額は何からできているのですか。概算契約だったらわかるのだけれども、この契約は確定契約でやるのだけれども、何に基づいて確定契約しているのですか。

【財務局 松本課長】 推定でこのぐらいになるだろうということが予測できないものですから、それを議会局のほうで過去3回の改選後の振り分けの実績から部屋割りを大体予測しまして、出しております。それに基づいて、私どもも金額を出してございます。あくまでも過去3回の想定を基に、起工額というものを算出してございます。

【有川部会長】 講学上言われている概算契約と同じで、要は、こちら側の金額を随意契約しておいて、競争契約では絶対にできないのですけれども、特命随契だから、粗々の概算契約で結んでおいて、勝負は最後の、ここが実際に確定する世界なので、変更後の金額ですよね。

【財務局 松本課長】 おっしゃるとおりでございます。

【有川部会長】 その確定は、どうやって確定するのですか。短期間の勝負なので、業者の言いなりにならないようにするために、こういったところをチェックしていますか。

【財務局 松本課長】 そうですね、できるだけ精査もしなければいけないのですけれども、今おっしゃったとおり、9月の7日までに工事を終わらせるという大前提がございまして、最終的に全ての機器の配置が出てくるのが8月23日でございます。できるところはどんどんやりながら、あとは金額も精査しながらやっていくということで、できる限り、ものとしては照明であったりとかコンセントであったりとか間仕切り、パーティションで

あつたりしますので、過去の価格も見ながら、そこは精査しながら、きちんとさせていただいています。

あと、できるだけ再利用ということで、カーペットにしても壁にしてもできるだけ再利用することで、それでもコストがかからないように努力をさせていただきます。そうしたことで価格の精査をさせていただきました。

**【有川部会長】** 想像でものを言って申し訳ないのですけれども、通常でしたら最初の契約額を出すときに予定価格を立てているはずなのですけれども、今言われたように過去の実績で積み上げている契約金額ではないので、最後の勝負の精算額です。けれども、3週間ぐらいの工事で、あと、終わったらどっと先生方が入ってしまうわけなので、つまり、どんどん工事が進んでいる間で業者が要求してきた金額が本当に妥当なのかどうかをチェックする方法です。検証だけではなくて、その前の監督もそうです。それを相当シビアにやらないと、業者の言いなりになる可能性があります。ずっと同じ業者がやってくるのであれば、通常はノウハウができてくるので単価が下がってくるはずなのですけれども、そうしたところはきちんと検証しているのでしょうか。

**【財務局 松本課長】** 1つ目のほうでございますが、最初の起工で数量を出しておりました、その単価を使います。今回大きな会派構成の変更がありましたので、量がふえるということで、新しい品目がふえるわけではございませんので、単価についてはそのまま使って、あとは先ほど申したようにできるだけ再利用して数量を抑えるということが我々の一番の、コスト縮減につながる方法でございます。単価については、もう既に起工したものを使わせていただいております。

もう一つが、その部分についてはどちらかというの特命の理由につながるところでございますが、材料についてはどうしても物騰といった公共の価格の変動等も反映させておりますが、必ずしも業者さんが手慣れているから下がるというものでもないものが、どうしても要素として入っているということでございます。短期間でやっていただくというのは、そういうところでノウハウを持っているということでございます。

**【飯塚委員】** 1点伺いたいのですが、要は間仕切りの変更なのであれば、長方形をどこで幾つに切ろうと、どこに壁を入れようと、壁の位置は変わるかもしれないけれども、やること、あるいはその材料、手間は同じだと思います。

最初の6,900万が一定の実績をベースにしたものであるならば、それが倍になるということは、普通の間仕切りの変更の概念からはどうしてかと思いますが、いかがですか。

**【財務局 松本課長】** 単純に改修の範囲の平米数を出してございまして、元の6,900万を出したときの、この範囲を変更しますというものが455平米ございました。今回の大幅な会派構成が変わったことで、対象が2,123平米ということで5倍程度、5倍までいかないかもしれませんが、大きく変わってきていますので、どうしても先生がおっしゃるとおりそんなに変わらないのではないかという御意見もあるかと思いますが、比例して往々にして使い勝手のところで壁を移動するということが出てまいり

ました。どちらかという改修の範囲に影響してしまうということで御理解いただければと思います。

【飯塚委員】 その面積というのは、どこに書いてありますか。

【財務局 松本課長】 ページで言うとA4の2ページの紙で、平面図が描いてございまして、斜めの線が入っている右下です。図面の右下のところに、室内施工範囲というのがございまして、施工範囲に455と、小さくて見えにくくて恐縮ですが、2, 123平米ということで書いてございます。

【小池委員】 よろしいですか。

【有川部会長】 どうぞ。

【小池委員】 今、この業者をお願いしているということですが、先ほど先生もおっしゃったように、何回もやっているのだし、もうノウハウがある程度積み上がっているのではないかと、あるところがあるところかと思っております。また、こちらの建設工事が代表になりますけれども、特にモジュール化がそういったところかと思っておりますけれども、電気とか設備というの、入れ替わることは不可能なのですか。この先も、これが続いていくとお考えなのか、お聞かせいただけますか。

【財務局 松本課長】 電気設備につきましても、天井裏であったりでございますが、先ほどインテリジェントビルというお話もあったのですが、中央で集中制御できるような照明や空調であったり、あと、それから議会の状況管理というのをやっています。それから、全国ネットでテレビ局が放送できるような設備も、議会棟から一庁にいたりしてございまして、かなりいろいろな設備が輻湊して天井裏等に配置されております。そういったところに支障がないように、議会が始まって全て健全性を確保してお引き渡ししなければいけないので、そういった意味でも手慣れた事業者さんにやっていただいているということでございます。

【小池委員】 この先もこの話が続いていくということですか。

【財務局 松本課長】 今後については、今ここでこうするというのは申し上げられなくて大変恐縮ですが、それは議会局とこれから検討していくことではないかと考えてございます。もちろん財務局のほうも、技術的にしっかり連携して支援をさせていただきたいと思っております。

【有川部会長】 いったん、少しまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

いろいろ各委員から疑問が出たのは理解していただいたと思うので、審議の結果、知事のほうへ具申するという事項はありませんけれども、特定の今やっている業者のノウハウや、あるいは短期間で施工しなければいけないという条件からすると、今の特命随契は引き続きやっていかざるを得ないのだらうと思っております。けれども、とすれば4年間、4年に1度で1カ月以内と言わず数週間以内に施工しなければいけないというのと、逆にすれば、その間はずっとこの工事についての仕様も含めて、予算、単価等も含めてじっくり4年間

検証できるわけです。ですから、次の概算契約を結んで最終的に確定するのを、3週間の勝負ではなくて事前にきちんと検証していて、その検証結果が反映されるように、次の契約に備えることができます。4年間、ずっといろいろ調べて時間をかけてじっくりやっておけば、その3週間のわずかな間での検証や監督でもそれらの成果がきちんと反映できると思います。

ぜひ、短期間の勝負である契約履行ではありますけれども、4年間の間、その前にやったものについて、価格を含めた諸々の検証をして、この契約の仕様や価格を含めたより一層の適正化を図っていただきたいというのが私たちの意見ですので、ぜひ参考にしていたいただければと思います。

【財務局 松本課長】 ありがとうございます。

【有川部会長】 そういうことで、よろしいですか。それでは、3番目の案件です。どうもありがとうございました。

【財務局 松本課長】 ありがとうございました。

【有川部会長】 議案3と6は、続けてやってもらってもいいですか。予定はこの順番ですか。

【荒山課長】 同じ下水道局ですけれども入る方が違うので、3番のほうでお願いします。

【有川部会長】 失礼しました。それでは、まず3番からいきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

【荒山課長】 それでは、議案3の事業所管局でございます下水道局の出席者を紹介させていただきます。自己紹介をお願いします。

【下水道局 中野課長】 下水道局経理部契約課長の中野と申します。よろしくお願ひいたします。

【有川部会長】 お願いします。

【下水道局 佐藤課長】 建設部設備設計課長の佐藤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

【有川部会長】 よろしくお願ひいたします。

【下水道局 川田課長】 第一基幹施設再構築事務所設備工事課長、川田と申します。よろしくお願ひいたします。

【有川部会長】 よろしくお願ひいたします。

【荒山課長】 それでは議案3のほうをご覧いただければと思います。1者入札の事案として抽出されました案件でございます。件名は、葛西水再生センター汚泥焼却設備3号炉撤去工事でございます。

本件は希望制指名競争入札により契約を行ったものでございまして、希望者2者、応札者1者で、落札率は99.0%となっております。工事の概要につきましては、次のページのA3版の資料でございますので、御参照いただければと思います。なお、こちらも補

足資料をつけてございます。補足資料は7ページと8ページをご覧いただければと思います。こちらの議案3と、後ほど出てきます議案6のほうもセットでございますけれども、区部の汚泥焼却炉リスト、平成30年度のもので、それから8ページが流域ということで、これは多摩地方ということでこのペーパーをつけてございますので、あわせて御参照いただければと思います。よろしく願いいたします。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、本件について質問、意見がありましたらお願いします。

では、私のほうから申し上げます。12ページにつけていただいておりますメタウォーター株式会社の辞退理由ですが、メタウォーターが辞退した結果1者になったという点が大きいものですから、この辞退理由を、いつ、どういう方法でヒアリングしたのでしょうか。そしてこのペーパーは、本件の委員会のために作られたのであって、別途、こうした辞退理由を整理していることはないのかどうか、その辺を教えていただきたいと思っております。

【下水道局 中野課長】 すみません、辞退のときは、電子調達システム上で辞退の理由を入れられるようになっていまして、そのときにこちらの文言を書いていたと思っております。こちらは別途、この会議のために立ち上げた文書だと思われまして。

【有川部会長】 わかりました。ありがとうございます。もう1件、すみません。これは、希望制指名でしたか。

【下水道局 中野課長】 はい。

【有川部会長】 メタウォーターは、希望しても、——（非公表部分）—— 辞退できるという、これが通常のやり方でしたか。

【下水道局 中野課長】 辞退自体はできる形になっておりまして、理由自体も、書いていただければありがたいという形になっております。

【有川部会長】 わかりました。決してほめているわけではないですけども、今度、入札改革で変わりますので、とりあえずは、従来はこういう形でということですね。後ほど、5者が辞退したという問題があるけれども、とりあえずここでも、なぜ辞退したのかは、従来はわからないということだったのでしょう。

飯塚委員はいろいろ問題意識を持っておられるので、お願いします。

【飯塚委員】 はい。炉の撤去工事というのは要するに撤去工事ですから、それほど会社ごとの特異性というか、得手不得手とか、あるいはノウハウがあるとかないとか、あまり関係がないように思います。つまり、一定の撤去工事の能力があれば、別に下水関係の会社でなくてもできるようなものではないでしょうか。

【下水道局 中野課長】 実際、それはそのとおりで思っております。ただ今回は、汚泥焼却炉の電気設備の撤去となっておりますので、3号炉撤去後も4、5号炉で使用する共通する設備があったり、ダイオキシン対策が必要な部分があったり、アスベストの撤去が必要だったり、いろいろと難しい部分もあったかという認識はございます。

【飯塚委員】 3号炉の撤去だけではなくて、4と5は何の関係があるのですか。

【下水道局 中野課長】 共通して、4号炉、5号炉で使う設備が一部あったと聞いております。その部分は残す必要があったのかと思います。

【飯塚委員】 前から、下水道局のいろいろな工事は登場人物が限定されているので、そういう意味では透明性の点でいろいろな疑問が出てくることは、そちら様もわかると思います。そうだとしたら、今申し上げたような炉を造る工事であれば特殊性があるかもしれないけれども、撤去するというのであれば、それはもっと門戸を広げていろいろな業者の参画を求めるといった姿勢があったほうがいいのではないかと思います。どうですか。

【下水道局 佐藤課長】 先ほど特殊性または専門性の話が出ておりますけれども、下水の汚泥を焼却するシステムには、実は後段の排ガス処理設備とか、廃水処理設備というのがございます。これが一体となった1つのシステムでございます。また、それを動かすための電気設備がございます。

ただ、共通的な設備として、例えば排ガス設備は他の汚泥焼却炉と最後は合築して、1つの煙突で排ガスを出します。または、排水もそのように処理をしていくこともございます。また、それを動かすための共通の電気制御システムがあります。したがって、そうした制御システムを含めたシステム全体で共通性があるということから見ると、なかなか専門的な、または施工した受注者ということに、技術的な見解が働くと思っております。

一方で、どここのところでも撤去はできるというお話がございましたけれども、これにつきましても、焼却炉の中にダイオキシンまたはアスベストに関わるようなものも部材としてございます。したがって、そういったものを撤去する前にどこにどれだけあって、どのように安全施工、または環境性を考慮して撤去していくかも踏まえて設計の中に入れているというところでございます。

【飯塚委員】 私は結構です。

【有川部会長】 今のダイオキシンとアスベストに限定して話を伺うと、図面上は、それはわからないのですか。他の業者は、もう、施工した業者でないとその箇所はわからないのですか。

【下水道局 佐藤課長】 最終的に既設の稼働している焼却炉の図面がございますので、見ることはできます。ただ、詳細に、どここの位置にどこまでつながっているかというのは、なかなか施工受注者でないとわからないところもございます。

【有川部会長】 そうすると、先ほど聞き漏らしたのですけれども、4号と5号がありまして、1号は、もう既に済んだという話ですが、1号をやった業者が、正確な名前はわかりませんが、三菱重工化学という会社です。ここも、施工業者が解体したのですか。

【下水道局 佐藤課長】 おっしゃるとおりでございます。

【有川部会長】 そうですか。

【下水道局 佐藤課長】 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社が受注いたしました。

【有川部会長】 受注して、自分のところで解体されたのですか。

【下水道局 佐藤課長】　　そうです。

【下水道局 中野課長】　　話が少しずれてしまいましたけれども、この案件は基本的に競争しておりまして、月島とメタウォーターが競争しまして月島が落とした案件になっております。そういった意味では、話がだんだん特命のような話になってきておりますが、基本、これは競争しております。

【有川部会長】　　ただ、できないことはないという前提だけれども、なかなか難しいという話ですね。

【下水道局 中野課長】　　難しいという話はあるかもしれません。

【有川部会長】　　そうですね。あとは、4号、5号との関係のお話を伺ったのですけれども、つまり、4号、5号を稼働させながら3号を解体しなければいけない難しさがあるというお話でしたか。

【下水道局 中野課長】　　はい。

【有川部会長】　　ちなみに、4号と5号はどこ業者が施工しているのですか。

【下水道局 佐藤課長】　　4号炉が三菱重工さんです。5号炉は、月島機械さんです。

【荒山課長】　　補足資料7ページのほうです。

【有川部会長】　　そうでしたね。

【荒山課長】　　ええ。

【五十嵐部長】　　別冊の補足のほうです。

【荒山課長】　　別冊の資料の7ページに、葛西水再生センターの2つ目のところをご覧いただければと思います。

【有川部会長】　　はい。ありがとうございます。

【小池委員】　　ちなみに、4号炉というのは3号炉と1年しか変わりませんけれども、またこちらも壊す御予定なのですか。

【下水道局 佐藤課長】　　はい。年次的な耐久性と運転実績を見ながら、また工事を考えます。

【小池委員】　　メタウォーターさんは、こちらの葛西水再生センターには特に何も設置されていないけれども、やれるということで当初申し込んでこられたということでしょうか。

【下水道局 佐藤課長】　　そうです。

【有川部会長】　　1号は、もう既に解体して新しいものを造られているのですか。

【下水道局 佐藤課長】　　はい、そのとおりでございます。

【有川部会長】　　そうですか。では、大体、3つは動かさないと処理ができないということですね。順番にやっていくという構図ですか。

【下水道局 佐藤課長】　　はい。

【有川部会長】　　先ほど、私も混乱してしまってダイオキシンやアスベストの話になったので特命随契だった気がしたのですけれども、そうではなくて競争でやっているけれど

も、そのところがきちんと他の者でなければやれないということでない、競争しても1者入札を繰り返すことになります。本当に競争する気なのだったら、他の業者さんもわかるように、アスベストとダイオキシンの関係を示さなければいけないし、それが無理だということでしたら、特命随契にしなければいけないと思います。次の3号、4号のときに、その辺のところをきちんと振り分けしてもらいたい気がします。

外向けにはなかなか特命随契しにくいのかもかもしれませんが、結果的に1者入札がふえてくると、これから1者入札はいろいろ原因分析をして直していかなければならないところもあるので、いたずらに1者入札をふやすということも今後は避けなければいけないと思います。話がありましたらどうぞ。

【下水道局 中野課長】 過去の監査におきましては、むしろ特命随契が問題だといわれたこともたびたびありまして、なるべく競争関係を働かせなさいということで、特命随契はできる限りやめているという方法ですときている経緯があります。

随契は、契約状況を満足させることができる業者が1者しかいないと確実に言い切れる場合とか、他に契約できる業者がいるけれども当該業者以外の事業者と契約すると当局にとって大きな不利益になるとか、そういったことに明確に該当すれば随契かと思われるのですが、ただこれは、本当に調査をしてしっかりと分析して分解をすればできなくはないというのもありまして、競争しているというのもあります。そういった意味では、今まではどちらかという、競争を働かせるために随契をするなという傾向があったので、そうした感じで今まで来ているのが現状となっています。

【有川部会長】 これまでの経緯はおっしゃるとおりだと思いますけれども、国のほうもそれで失敗して今、いくらなんでも随契をしてはいけないと今まで随契をあまりにも憎んで競争をしたばかりに1者入札がどつとふえてきたものですから、どうしてもこれは競争をするのが無理だということであれば随契をせざるを得ないと、振り子が揺れながら、やっと中庸のいいところに来ている状況もあります。ですから、先ほど来からダイオキシンやアスベストについてきちんと他の者が参入してもそこが除去できるということであれば、競争入札にするということはあるし、他の者も参入できるでしょう。

ですから、要は、どのくらいの量が入っていて、どのくらい他の者にもわかるのかです。これは、他の者が入ってきてそのところが防御できないまま、わっと外に出したら大変なことになります。ですから、そのところが相当、コストベネフィットの関係もあるのではないのでしょうか。

要は、事前に調査して他の業者が参入できるように示すのにもものすごいエネルギーとお金がかかるのだったら、従来やってきた業者に任せただけのほうがはるかにコストは安く済むのでしょうか。そのところの検証というか検討を、ぜひ、随契はだめだという従来の考え方は捨てていただいて、随契をしなければいけないものは随契して、どちらかと言えば1者入札は避けなければいけません。つまり形だけの競争はやめて、随契をした場合であれば当該の業者が施工しているので、恐らくかなり積算と言いますか予定価格もシビアにでき

と思います。その辺も含めて、ぜひ、検討していただきたいと思います。決して公正性や透明性を欠いてほしいというわけではなくて、一番妥当な、適切な契約をしてもらいたいということです。

【荒山課長】 少し補足させていただきますが、議案の2ページのほうに発注予定表がついてございまして、こちらの概要のところ、ダイオキシン類の調査一式等々、こういったものも添付されているということでございます。事前に調査をした中で、いろいろな業者さんにも一応お見せして、撤去工事をして競争できるというような環境をつくった上で発注をしています。この中身がどれくらい詳細なものかということまでは私どもはわかりませんが、そういった考えのもとにやっているということでございます。

【有川部会長】 気がつかないです。すみません、そうだとすると、従来からやっている施工業者は圧倒的に有利になってしまいます。つまり、自分たちでわかっているのに、調査する必要がないくらい実態がわかります。そうすると、これを入れてしまうと、少なくとも他の業者の参入は非常に辛いことになると思います。

【岡村課長】 ダイオキシンは、たぶん使っていくうちに炉を燃やしていく過程で付着していくものだと思いますので、恐らく設計のときに調査したものではないかと思われます。

【有川部会長】 当初のときは、施工するときにはダイオキシンというのはほとんど問題にならないのですか。

【岡村課長】 アスベストは当初、おっしゃるとおりもともと図面に含まれているものでございます。

【五十嵐部長】 下水道局は、そういう理解でよろしいですか。

【下水道局 佐藤課長】 よろしいです。

【有川部会長】 そうですか。私のほうが理解が不足で申し訳ありません。では、これは、アスベストは別にしてダイオキシンだけの調査ということですね。それでは、特に競争しても当初の施工業者が有利ということはないということですね。わかりました。

【飯塚委員】 1号炉のときの撤去工事の入札参加業者は、何者ですか。

【下水道局 佐藤課長】 そのときは希望者数が3で、入札者が1でございました。

【飯塚委員】 3というときの会社名を教えてください。

【下水道局 佐藤課長】 月島機械、三菱重工、メタウォーターでございます。

【飯塚委員】 ——（非公表部分）—— 透明性を確保するというのは、そうした危惧を払拭するというところでもあるわけですから、よくお考えいただきたいと思います。

【五十嵐部長】 1つだけ申し上げます。よく特命随契で、こうした設備ものというのは造ったところ、特に特注で造った設備ものの廃棄だとか、あるいはその補修は、これは6号議案にも出てくると思います。そうしたところで、特命随契なのか競争でやるべきなのかというのは、いろいろと議論になるところだと思います。

ただ、私どもの考え方からすると、特命随契だからといって安くできるかという、い

ちいち交渉方式で予定価格を決めずにどんどん切り下げていくというようなやり方でやっているわけではないので、結果として予定価格というのは、きちんと自治法で決まっています。予定価格は作らなければいけません。その中で見積もりの札を入れていただいて、1者とする競争入札のような形が特命随契のやり方ですので、結果として競争で3者入ってきて1者になって、そこで札を入れたときと、特命随契にして1者から札を入れてもらったときと、入札価格に差が出てくるのか出てこないのかというのは、なかなか判断しにくい部分があります。

競争入札か特命随契かで予定価格を変えるというのは、それまたおかしな話になってきますので、本当に1者しかいないのであれば無駄な手続きを省くということで特命随契はいいと思いますが、今回のような撤去のような話でいくと、補修といったものに比べるとはるかに他者が入ってくる可能性は高いということもあって、下水道局さんも言っていましたけれども、あえて競争入札で誰も他にやる人がいないということ、競争入札の過程の中で見せているというつもりで、私どもはやってきているつもりでございます。

それについておかしいということであれば、当然、直していくことになるのだろうと思いますけれども、一方で私どもも監査事務局というセクションの中からそういった話もございまして、今、入札監視委員会の先生方のほうからも御指摘があった内容等も踏まえて、今後、監査事務局、それから自治法で定めている特命随契の要件といったものを含めて、今の御指摘なども踏まえまして、よく検討して参りたいと思います。

【有川部会長】 2点ほど、反論ではないのかもしれませんが、まず、競争にした場合と特命随契の場合で予定価格が変わるのはおかしいのではないかという話でしたけれども、実は国の場合に1者入札で大きな問題になったのは、新規参入を想定するためにいろいろな調査費とか、あるいは新規の立ち上げ経費とか、ここで言えばアスベストの調査費など、新しい施工した業者以外のところの参入可能業者のコストも考えて予定価格をつくるわけですから、競争にすると、結果的に実質競争を伴わなくても予定価格を高めにつくらざるを得ないという状況になっています。もともと随契していたより、もともとやっていた業者がより大きな利益を得ることになって1者入札はやはり危険だということになって、今国が、あるいは独立行政法人が本格的に1者入札の抑えに入っていて、同時に随契でやるべきものは随契でしましょう。ただし、きちんと透明性を高めるためにどうしても随契なのかということとをきちんと内部で検証し、かつ、外にそれを公表していかうなっています。ですから、今、飯塚委員にも言っていましたけれども、私のほうでお願いしたいのは、監査事務局、監査委員のほうの意見もあるのでしょうかけれども、ぜひ、随契は悪だという認識ではなくて、随契が必要な場合は随契をしなければいけないし、そうしたほうが適切な予定価格がつけられるということが、今、繰り返しになって恐縮ですが、1つ言いたいことです。

もう1つは、今のことに関連しますけれども、外に対して説明理由が十分ではないまま随契が続いたら、それはそれで大きな問題ですが、飯塚委員も言われたように、

(非公表部分) —— きちんと適切な契約方式をとってもらいたいというのが、恐らくこの委員会の各委員の意見だと思います。よろしいでしょうか。

意見を言いながら、今の話をまとめにしたいと思います。つまり、1者入札の弊害を十分頭に入れていただきながら、適切な契約方式を検討していただきたいと思います。随契を勧めているわけではなくて、形だけの競争をすると、これまた大きな弊害があるということを、ぜひ頭に置いていただきたいと思います。よろしくお願ひします。これで、本件についての我々の意見としたいと思います。よろしくお願ひいたします。

【荒山課長】 ここで休憩にしませんか。

【有川部会長】 そうですね。それでは、少し遅れていて大変申し訳ないのですが、30分から開始ということにします。

<休憩 01:58:15~02:07:35>

【有川部会長】 お揃いのおようですので、少し早いですが、進めさせていただきます。4番目の案件です。よろしくお願ひします。

【岡村課長】 それでは始めさせていただきます。契約調整技術担当課長の岡村でございます。それでは議案4の事業所管局でございます下水道局さんの出席者の紹介をお願ひいたします。

【下水道局 中野課長】 下水道局経理部契約課長の中野と申します。よろしくお願ひいたします。

【下水道局 武藤課長】 建設部設計調整課長の武藤と申します。よろしくお願ひいたします。

【下水道局 坂巻課長】 北部下水道事務所再構築推進課長の坂巻と申します。よろしくお願ひいたします。

【岡村課長】 それでは、議案4をご覧ください。こちらは高額の事案として抽出されました案件でございます。件名は、豊島区目白一丁目、新宿区下落合二丁目付近再構築工事でございます。本件につきましては、希望制指名競争入札により契約を行ったものでございまして、希望者5者、応札者1者で、落札率は96.1%となっております。工事の概要につきましては、同時に次ページのA3判の資料にございますので、御参照いただければと思っております。こちらにつきましても補足資料で、9ページをご覧いただけますでしょうか。右上に議案4と書いてございますが、工法の概要の絵と説明が載っておりますので、あわせて御確認いただければと思っております。説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、各委員から質問や意見を出していただきたいと思いますが、その前に、すみません。今、私が聞いてつけていただいたのだと思いますが、9ページの一番下のところにカギ括弧で見出しがみついています。既設管改造と既設管残置の関係を、説明していただけますでしょうか。

【下水道局 坂巻課長】 既設管残置と既設管改造の点でよろしいですか。

【有川部会長】 はい。

【下水道局 坂巻課長】 既設管改造内面被覆工法というのは、A3の工事概要のところに記載されている内容かと思います。こちらにつきましては、今回の工事において施工する具体的な構造物の内容を示しております。内面被覆工法で、ここに示されている延長にあたりますけれども、この部分の既設の下水道管の改造工事を行いますということで、既設管改造内面被覆工法と記載しております。

これに対しまして、既設管残置内面被覆工法の記載は、今回の工事によりまして局の資産である既設の構造物がどうなるかということを示しております。既設の構造物につきましては、内面被覆工法で掘り起こさないで下水道管の中から工事を行って、引き続き道路下に置いたままで使用していくということになりますので、表現といたしましてこちらのほうでは既設管残置という形で表現させていただいております。以上です。

【有川部会長】 理解が十分でなくて申し訳ありません。どちらも内面被覆工法なので、開削するわけではなくて、中に管を入れてやるということですか。

【下水道局 坂巻課長】 そうです。

【有川部会長】 改造と残置の違いは、一言で言うと何が違うのですか。

【下水道局 坂巻課長】 資料の整理の仕方に関わるものかと思いますが、改造というのはこの工事で改造工事をやりますということで書いております。残置というところは、このくくりのところでは下水道局が資産として持つておる構造物がどうなるかということで、これは非開削ですから、地面の中に存在したままで改造工事をやりますので、残置になりますという表現になっております。

【有川部会長】 工法としては違わないのですか。

【下水道局 坂巻課長】 違わないです。同じ対象物に対して、工事という側面から見たときには改造になります。資産という側面から見ると残置になりますというふうに書き分けているだけになるかと思います。

【有川部会長】 工法は同じなのですね。

【荒山課長】 補足させてください。これは(1)のところに工事の概要とありまして、このような工事をやりますということが書いてあります。2つ目に既設構造物の概要ということで、これが残りますということで、上と下が違うものではなくて、同じものを違う角度から書いているということでございます。

【有川部会長】 わかりました。そこは開削工法ではなく、どう違うのかと思いましたが、わかりました。同じことなのですね。わかりました。

それでは、12ページの辞退理由ですけれども、ここについては、先ほどと同じですか。

【荒山課長】 同じです。入札して確認した内容をここに書いています。

【有川部会長】 そのままですね。ありがとうございます。

【飯塚委員】 これは電子入札で、辞退理由というのは業者が打ち込むのですか。それとも、幾つかの文面から選ぶのですか。

【下水道局 中野課長】 打ち込んでございます。

【荒山課長】 私は電子調達担当ですので、今のところを補足させていただきます。この部分については、当時は全て任意で打ち込んでいただくようになっていまして、書いていないものもあります。

先日、何週間か前に電子調達システムを改修しまして、ここは、今後は選択制になっています。ですから、技術者がいないですとか、予定価格が合わないとか、基本的なものについては必ずそこを選択してもらいます。かつ、任意で書き込めるようなスペースもつくっておまして、そういったところでも具体的に、今後はより詳細な辞退理由がわかるようにということで、工夫しているところがございます。当時は任意で書いていただいた内容です。

【飯塚委員】 本件は高額の事案というくくりで入っているのですが、4億3,000万でも高額になるのですね。これは、例えばどこか途中で切ることはできなかったのですか。工区ごとに分割するという分割発注はできなかったのでしょうか。

【下水道局 坂巻課長】 今回の発注の規模につきましては、ごく一般的な規模かと思っております。今回高額ということで対象となっておりますが、4億程度の工事というのは他にも事例がございますして、積極的に分割して発注すべきものという考え方は、この箇所については発注者としては持っておりませんでした。

【吉川課長】 少し補足で申し上げさせていただきますと、最初に有川先生のほうからお話があったとおり、第2四半期中で発注された工事の中で金額が高いもの上位100件をリストアップさせていただいた中にこの4億の案件が入っていました。ただ、下水道局さんの発注する工事の規模としては、4億というのは必ずしもそれほど高額なものではないということです。

【有川部会長】 私が選んだので、金額が多いというよりはむしろ1者だけで、残りはみんな辞退したというところに関心がありました。これ自体、入札改革が行われていないのならいろいろ事情を聞いてみたいというところはありますけれども、今後については先ほどシステムも変わったということもありますし、予定価格の事前公表も行われないうことなので、安易に希望の手を挙げることは少なくなり、こういうことは今後はあまり発生しないという気持ちで、次回以降、もう少し見守りたいと思います。

システムを変えて辞退した理由を書いてもらうフォーマットもいろいろ工夫されたというのはよくわかりましたけれども、ケースによってはヒアリングをすることも必要かと思えます。これは、予めフォーマットの中に書いていなくて結構です。何でもかんでもヒアリングするとなると、これはまた負担かと思えますけれども、単に文面でやりとりするだけではなくて、ケースによってはヒアリングをすることも考えていただくとありがたいと思えます。

【荒山課長】 今回のヒアリングのお話でございますが、まず、今回の辞退をした場合にどういった内容でということ、まずは第1弾としてシステムを改修して統計的に見ていこうという話があります。今後、お話のように多くの方が入札に手を挙げながらも最終的

に1者しかいなかった場合ですとか、今お話があったように全案件をというのなかなか難しいと思いますので、どういったものを対象にやっていくのかということをごちらのほうでも検討しましてヒアリングを行っていくということも今後やっていきたいということで、今、検討しているところでございます。

【有川部会長】 はい。

【飯塚委員】 辞退理由で技術者がいなくなったということは、どの会社でも、幾らでも書けてしまいます。私は、辞退理由をどうこうということよりも、辞退という行為自体にもっと重きを置いた対処の仕方がないかと思います。つまり、安易に手を挙げて、それで適当な理由で辞退しますとやられたら、それは、やるほうは勝手ですけれども、やられるほうはそれに振り回されてしまいます。うろ覚えですけれども、どこかの小さな自治体が、辞退が何回も続くと何かしていました。きちんと申し上げられなくてあれですけれども、そうした辞退を何度も続かせてはいけないのだということを業者にわからしめることは、もっと重要なのではないかと思います、どうですか。

【荒山課長】 基本的には、できるだけ多くの方に入札に参加していただくということで、門戸を広げたいということで希望制をとっております。とりあえず本件においては、入札契約制度改革前でございますので、予定価格も基本的に事前公表という中でやっておりました。今は高い金額については事後公表ということで、できるだけ積算する時間をきちんととろうというところで、発注をするときに積算ができる資料もセットで、今、出してあります。そういったところで、当時はそういった発注図書というのは希望をとる段階では出してなかったところがありましたので、とりあえず手を挙げていただきます。そのあとに、実際に積算を試してみたところ、これは合わないというところで辞退があるということもあったかと思います。今はそういったところで、できるだけ早めに積算ができるような資料を出して手を挙げていただきながら、これは実際に参加しようという、実質的にそういう人がふえているということもあるかと思います。手を挙げていただいた方に対しても、ペナルティーというのは現時点ではなかなか難しいと考えております。

【岡村課長】 私のほうでも1つ補足をさせていただきますと、技術者不足の話は飯塚委員からもお話しがありましたが、今、現実として担い手確保という観点から国のほうも実際に技術者不足というのに真剣に取り組んでいるところでございます。そういったことも理由の1つで、業者のほうも辞退した理由といたしまして、よりメリットの高いところの工事を受注したいということで辞退したということも理由の1つだということを補足させていただければと思っております。

【小池委員】 技術者不足という言葉は一般でも言われていますけれども、この部会ではないですけれども業界にヒアリング等をやられていると思いますので、その辺りのところを聞いておいていただけたらと思います。

【岡村課長】 わかりました。

【有川部会長】 まとめてよろしいですか。先ほど言い忘れましたが、知事へ具申する

事項はありません。今、3人の委員が言ったことで最終的に審議の結果を踏まえると、今回システムが改修されたことによって、辞退の理由などもさらに詳細に把握できるようになるわけですが、より適正な入札を確保していくためには、文書としてのやりとりだけではなくて、必要に応じてヒアリングすることも検討していただきたいし、今すぐ辞退が目に見えて業者に対してペナルティーを科するというのが難しいにしても、そのヒアリングの過程でおかしいということがわかりましたら、場合によればそれなりの対応をするということも検討していただきたいと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

今すぐペナルティーではなくても、ヒアリングしていく過程で何か問題があるケースに遭遇する場合があると思うので、そのときはペナルティーを科しても、それなりのバックデータと言いますか証拠を持って対応できることになります。1つの例ですが、一概に辞退を回数で点数化するというような形でいきなりペナルティーは科せないとしても、ヒアリングをしたり実態を把握していく過程で、ぜひ、問題があるような状況については対応していただきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

【飯塚委員】 1点、申し上げます。

【有川部会長】 どうぞ。

【飯塚委員】 技術者不足ということについて、全然違う世界だけれども、今厚労省は、各病院の医師が、どの病院にいつからいつまで勤めているかを全部電算の中に入れて管理しようとしています。そうすると、医師の偏在といったことがわかります。それをこちらに持ってくると、技術者の中でも特にグレードの高い人について、今、どこの会社でどこの工事をやっているかといった定点観測のようなことは、やろうと思えばできなくはないと思いました。それも頭の隅に置いてください。

【有川部会長】 よろしいでしょうか。今の点も参考にさせていただくということでもよろしく願いいたします。

それでは、5番目の案件にいきたいと思います。準備が整いましたら、よろしく願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案5の事業所管理局でございます、同じですが、下水道局の出席者の方をご紹介させていただきます。

【下水道局 入出課長】 東部第一下水道事務所建設課長をしております入出と申します。よろしく願いいたします。

【有川部会長】 よろしく願いいたします。

【岡村課長】 それでは、議案5をご覧ください。こちらは、低入札価格調査を行った事案として抽出されました事案でございます。件名は、江東区平野四丁目、三好三丁目付近再構築工事です。

本件は、一般競争入札によりまして契約を行ったものでございまして、希望者14者、応札者13者でしたが、調査基準価格を下回る入札がございましたので、落札の決定を保

留いたしまして調査を行った上で落札者を決定してございます。落札率につきましては、75.3%となっております。

同様に工事の概要につきましては、次のページのA3の資料にございますので、御参照ください。こちらにつきましても、お手元の補足資料の10ページでございますが、右上に議案5と書いてございます算定式でございますが、最低制限価格及び調査基準価格の算定基準の改正についてという資料で、具体的な調査基準価格の算定式を記載させていただきますので、御確認いただければと思います。説明は以上でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは各委員、質問、意見がありましたらお願いいたします。

【飯塚委員】 こちらは25億と、先ほどの4億よりもずっと金額が高いので、こちらのほうで伺おうと思っていました。契約の単位を、こんなに大きなロットにする必然性がどこにあったのかということですが、お願いします。

【下水道局 入出課長】 いろいろなケースがあると思えますけれども、本工事の特徴といたしましては、全体の下水道管敷設延長が約2キロとなっております。今回のシールド工事の発進の位置が1ページの右上の図のちょうど真ん中あたりにございまして、シールドの発進位置を区切りといたしまして、上流側と下流側に工区分けをいたしました。今回の工事につきましては、上流側を先行して発注を行いました。以上です。

【下水道局 武藤課長】 補足させていただきますと、先ほどの工事は枝線と呼ばれる小さい下水道管を中心にリニューアルするような工事です。今回につきましては、比較的規模の大きい下水道管をシールド工法と呼ばれるトンネルを掘り進むような工法になりますので、これにつきましては発進といわれるスタート地点でシールドマシンを投入し、ゴール地点まで施工しますので、規模的に延長が長くなったり、そうした形で工区の割りが出てまいります。以上です。

【有川部会長】 この1ページ右側9の図面でいくと、人坑と立坑が描いてありますけれども、これが一番左側、平野二丁目というところが片方で、あとは右端の残りの部分が、どちらかが人坑でどちらかが立坑なのでしょうけれども、進路はここからスタートして最後のところまで行くという話ですか。

【下水道局 入出課長】 今回工事の部分だけ記載してございます。

【有川部会長】 そうですか。先ほどの、片方入ってきてもう一方というのは、どこですか。

【下水道局 入出課長】 もう一方はこちらには記載してませんが、この四角い位置から下の方向に向かっています。

【有川部会長】 仙台堀川のほうへ行くということですか。

【下水道局 入出課長】 そうです。

【有川部会長】 そうですか。立坑あるいは人坑は、いずれにしてもここを掘った業者が次の仙台堀川のほうに行くほうも、やはりとってしまうことになるのですか。

【下水道局 入出課長】 それは入札を行いますので、結果的に一緒になるかどうかというはあると思います。

【有川部会長】 要は、もし別な業者がやるとしたら、前の業者が掘った穴を使いながら進路をやるということになるのですか。

【下水道局 入出課長】 そうです。

【有川部会長】 そういうことですか。

【飯塚委員】 七十何%ということでしたので、それだけ差が出た具体的な理由はどこにあるのか教えてください。

【下水道局 中野課長】 低入調査を行っておりまして、調査結果としまして、まず直工費におきまして、本工事全ての一次覆工のセグメント、部品にあたるものですが、そういったものが二次覆工の材料を、協力業者、今回でいきますと ——（非公表部分）—— から仕入れることを予定しておりまして、スケールメリットと、長年の取引関係によりコスト縮減が可能になったことによって、本件につきましては低い金額で入札したという形になっております。

【飯塚委員】 意味がわからなかったもので、もう少しわかりやすく教えてください。

【下水道局 中野課長】 直接工事費を下げるために工事に使う部材等を協力業者、つまり付き合いの長い業者といったところから調達することによりましてコストを縮減したということで、金額を低廉化することができたといった低入調査の結果が出ております。

【飯塚委員】 予定価格を積算するとき、その部分の単価というのは単価表の中にはないでしょうから、業者調査をしたと思います。その業者調査でわからなかったのですか。

【下水道局 中野課長】 見積もり等とはっていますけれども、見積もり等を徴取した時点では、先ほど申し上げたような協力業者から仕入れることによるコスト縮減要素など、そういったことは考慮できませんので、そのときその時点では、必要な金額を単純に積み上げた金額しか算出できなかったのではないかと思います。

【飯塚委員】 下水道局の他のシールド工法の、例えばメーターあたりの単価に比べて、ここは低いのですか。それとも、他も同程度なのですか。

【下水道局 武藤課長】 まず、シールド工事の金額は径の大きさとか先ほどの落札とかで大きく異なってくるので、一概に比較は難しいのですけれども、先ほどの補足だけさせていただきます。

今回落札が低かった一番の原因は、トンネルを掘るときにセグメントと呼ばれるブロックが一番、量を多く占めるわけで、そこが工事金額の中でも大部分を占めます。なおかつコンクリートブロックというのは同じような製品をずっと造っていくので、恐らく今回の業者さんとセグメントの会社さんとの長年の中で、その会社さん同士の中でコストが下げられたのでしょう。

我々が一般的にどうしているかと申しますと、もちろん国とも同じような考えですけれ

ども、当然、通常の標準単価を使います。このように大規模に大きな価格の場合は特別調査と申しまして、いわゆる調査会社さんにこういった取引の実勢価格をきちんと調べていただきます。そうした中で、今回のセグメントだったらこのくらいだろうという単価を出していただいて、それを積算することによって工事の発注金額を決めているものです。

ですので、個々の業者さんといいますか、今回の業者さんと決められた業者さん、そこで決まるということではなくて、全体的にいったん取引実勢価格を調べているものなので、そういうところで差が出ていると推測するものでございます。

【有川部会長】 低入調査は、落札した業者としか理由が書いていないのですけれども、例えば入札経過調書の12ページにあります3番の村本建設と激しく金額で競り合っていますけれども、村本建設も事情は同じようだと推察していいのでしょうか。つまり、このくらいの価格で出てきているというのは、今言われたセグメントやコンクリート製品のところがかなり大きな影響になるのですか。

【下水道局 武藤課長】 村本建設、ここの会社さんのヒアリングをしていないので、正直なところはわかりません。

【有川部会長】 そうですか。

【下水道局 武藤課長】 やはり同じ説明で恐縮ですが、今回、シールド工事というのはセグメントといわれる同種の材料をずっと同じように使っていく部分が大部分を占めます。その金額が大きいので、そういった部分で下げているということは、可能性としてはあると思われま。

【有川部会長】 もう1点、同じページにあります2番目の岩田地崎建設は、実施調査票等の提出がなかったため落札しないというのは、順番からいって、まず岩田さんに出してくださいと言ったわけですね。

【下水道局 中野課長】 そうです。これは重点調査の対象になってございます。通常調査と重点調査がございまして、通常調査ですと直接工事費が75%以上といろいろと基準がありまして、それを満たさないものが1つでもある場合には重点調査という形で、さらに厳しい調査を行うことになっております。重点調査にあたりましたということで調査票等の提出を求めたところ、重点調査であれば提出をしないということでありまして、落札者とはしない状況になっております。

【有川部会長】 どの辺に特重があったのでしょうか。これは、特別重点調査の価格は、どこかに書いてありますか。

【荒山課長】 特別重点調査は、予定価格の何%と決まっているわけではございません。分厚い白本の307ページです。

【有川部会長】 パーセンテージが書いてあるものですね。それはわかります。岩田地崎建設は、何が引っ掛かったのですか。森本組や村本建設と、そんなに違いませんか。

【下水道局 武藤課長】 共通仮設費の部分で、満たさない部分があります。

【有川部会長】 そうですか。特重に引っ掛かると、べらぼうな書類を短期間で出さな

ければいけないので、大体、皆さんあきらめてしまうでしょうから、岩田地崎建設は、そこで降りたということですね。こういう場合は、ペナルティーは科すのですか。

【下水道局 武藤課長】 いいえ、これには科しません。

【有川部会長】 特重に引っ掛かって対応しなくてもセーフなのですか。

【下水道局 武藤課長】 そうです。

【有川部会長】 低入調査に引っ掛かって協力調査しなければ、どうなるのですか。

【下水道局 武藤課長】 それも、特段科しません。

【有川部会長】 ペナルティーを科さないのですか。そうでしたか。わかりました。

【小池委員】 調査に引っ掛かって出さないということは、結構よくあることなのでしょうか。

【下水道局 中野課長】 重点調査ですと、ほとんど皆さん出しません。ただ、実は入札契約制度改革前後でだいぶ違う兆候がありまして、入札制度改革前は、当然重点は出しませんけれども、一般の通常調査であれば、資料を出してきて調査をしたというケースがありました。けれども、入札契約制度改革後では、重点については即失格となっていますし、低入の対象になった場合にも、基本的に入札契約制度改革の中では、安かろう、悪かろうではよくないというイメージがあるのかもしれませんが、低入の対象になると、基本的に資料を提出してこない業者の方が大半を占めます。実際、入札契約制度改革後に低入調査を行って丸となっている業者は、現時点では、当局ではおりません。

【荒山課長】 補足ですけれども、今の入札契約制度改革後ですけれども、そこについては低入調査の対象の範囲を広げたのですけれども、あわせて低入調査を厳格化しようということをやりました。そういった意味でなかなか厳しいというところがありまして、最近では低入になったら辞退するという方も多く出てきたというのが実態でございます。

【飯塚委員】 特別重点調査の対象になったら、もう他の仕事をやっつけられなくなってしまふから辞退をするというようなことは、私もずっと聞いていました。そのことは、結局は低入調査制度というものを否定することにつながってしまうのではないかと思います。ですから、何も犯罪を犯したわけでも何もないわけですから、段ボールで10箱分もとるみたいな調査を低入調査としてやっていっていいのかどうか、そこはどうですか。

【五十嵐部長】 実際に昔と言いますか改革前の話で言った場合に、国のやり方に準拠してやっていたということがあります。それが段ボール箱10箱あったのかどうかというのは私も承知しておりませんが、少なくとも通常の調査の場合であれば、そのような段ボール10箱みたいなものを要求するというようなことは、基本的にはなかったと思います。

ただ、特別重点調査では量だけの問題ではなくて、賃金台帳を出すようにとか、かなり企業が一番核となるような秘密情報のようなものまで全て提出してやるというのが国のマニュアルで決められていて、大体、私どももそれを引っ張ってきているわけです。けれども、そういうものについては事業者さんもそこまでは出せませんということでやっていた

ことになります。

ただ、現在は先ほども言ったように特別重点調査に引っ掛かった過去のやり方でいくと、特別重点調査をやるのではなくて、その基準に引っ掛かった場合には失格基準ということで失格に今回はさせていただいております。

また国の、国土交通省のほうからも低入調査に当っては、ダンピング防止のために失格基準を適切に設定しなさいという通知がきているということもありますので、従前の特別重点調査の基準については、今回の改革の中では失格基準ということで設定をさせていただいています。

ただ、落札率的にいくと一般的には、低入の調査基準価格に対してより低いところで事実上線が引かれることになりますので、そういった意味では十分に低い金額のところ、ダンピングが疑われるような数値の部分で失格基準を定めているので、最低制限価格と同等の運用の仕方をしているということにはならないものと、私どもでは認識しています。

【有川部会長】 恐らく、飯塚委員も最低制限価格に非常に詳しいのは承知しています。ただ、制度の改革の中で、なかなか見えにくいところもあるものですから少しだけ整理させていただきます。前は東京都の中にあつた制度としてはどの自治体とも共通の低入調査と最低制限価格があつて、国交省から指導、通知が出ていた特別重点調査があるほか、自治体によって失格基準というものがとられて、ある意味では4者がどういう順番になっているのかわかりませんが、一発の価格に書いてあるのが最低制限価格と低入で、特重と失格基準は工事全体の金額のうちの、項目ごとに足切りの部分があるということで、少し性格が違うのかもしれませんが、けれども、その4つの概念が、今度、東京都の場合は特重をやめて新失格基準と言いますか、従来も失格基準はありましたけれども、それらを統合したのか、それとも改編したのかわかりませんが、新しい失格基準で、恐らく特重は使わない形で低入と最低制限価格と新失格基準、新しい失格基準で、悩ましいのは、低入が新低入調査のように従来と違う厳格な低入調査になったので、その辺の姿が1枚の紙で見えるような形で、次回からは用意していただけないでしょうか。もし可能であれば、今度の全体会議のときにでも用意して資料を出しておいていただけるとありがたいです。

頭では、説明していただいて何となくわかる場所もありますけれども、今回、失格基準が非常に、つまり特重をやめて失格基準に変えたということも聞きましたので、その辺のところを、常に情報共有していつも整理できるようにしていただきたいので、お願いします。

【荒山課長】 承知いたしました。

【有川部会長】 では、本件については今の資料の準備をしていただくということで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

【下水道局 武藤課長】 ありがとうございました。

【有川部会長】 では、最後の6番目です。お待たせしました。では、準備でき次第、最後の案件を、よろしく申し上げます。

【岡村課長】 それでは、議案6の事業所管局でございます。下水道局さんの出席を御紹介させていただきます。

【下水道局 川村課長】 施設保全課長の川村でございます。よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 よろしく申し上げます。

【下水道局 石黒センター長】 砂町センター長の石黒と申します。よろしくお願いいたします。

【有川部会長】 よろしく申し上げます。

【岡村課長】 それでは、議案6をご覧ください。こちらは、同一事業者による長期継続受注議案として抽出されました議案でございます。件名は、東部スラッジプラント汚泥焼却設備1、2号補修工事でございます。本件につきましては、特命随意契約によりまして契約を行ったものでございます。受注者は平成27年度、28年度において同じ工事を受注したものとなっております。工事の概要につきましては、次ページのA3の資料でございますので、御参照ください。

こちらにつきましても、お手元の補足資料、先ほど議案3でも御紹介しましたが、7ページ、8ページのほうに区部と多摩それぞれの汚泥焼却炉のリストがございますので、あわせて御確認いただければと思います。

あと、11ページにつきましても、契約金額の変更に伴う契約変更につきましてということで資料をつけさせていただきますので、あわせて御確認をお願いいたします。説明は以上です。

【有川部会長】 ありがとうございます。それでは、最後の案件ですけれども、質問、意見がありましたらお願いいたします。

1件だけ基本的な話で恐縮なのですが、1ページの7番の工事の内容と図面もあれですけども、それぞれの箇所で水再生センターの水処理の過程から発生する汚泥を、この東部スラッジプラント、ここが本件のところですけども、この水再生センターとスラッジプラントの関係を、読めばわかると言われるかもしれませんが、もう少しかみ砕いて教えていただけますでしょうか。

【下水道局 石黒センター長】 私、石黒のほうから説明させていただきます。

下水で水処理をするとどうしても汚泥というものが堆積して出てきますけれども、その汚泥を、当局では集約して処理をしております。

まず、砂町水再生センターという水処理がもちろんありますけれども、そこから出た汚泥と、遠方の6センターから出た汚泥を集約して、簡単に言うと水たまりの泥水くらいの濃度の汚泥をポンプで送ってきて、集約して処理をしております。ですから、当センターで出た下水の汚泥だけではなくて他のセンター、6水再生センターから出た汚泥をこちらに持ってきて、最終的には泥水からだんだん絞って行って塊にして、最終的には水分が非常に多いものですが、それを焼却して処理をしているというような状況でございます。

【有川部会長】 ありがとうございます。どうぞ。

【小池委員】 資料をいただいている4ページに随意契約とありますけれども、まず確認させていただきたいのが、この業者、メタウォーター株式会社は日本碍子株式会社からの承継をしているということですが、こちらの日本碍子というのは、もう今はない会社ということでしょうか。

【下水道局 川村課長】 日本碍子株式会社は現在もございまして、その中からこの水処理部門ということで新しい会社をメタウォーターとして創ったということでございます。

【小池委員】 先ほどの補足資料7ページ、8ページをいただいたときにも、業者の数が結構少ないと思ったのですが、このうち、今、日本碍子と書いてあるところがメタウォーターと考えてよろしいということですか。

【下水道局 川村課長】 そうです。おっしゃるとおりです。

【小池委員】 そうですか。先ほど飯塚委員も気にいらっしゃったように、非常にその技術を持った事業者が少ないということは確かということですね。

こちらは随意契約ですけれども、随契にするべき理由は当然あってこうしていると思いますが、この理由書そのものが以前にあったもののコピーで済ませているような印象を否めないと感じますけれども、どのようにお考えなのかお聞かせください。

【下水道局 中野課長】 趣旨としましては、このプラントで処理設備を造ったところでない、部品等についても調達できませんし、いろいろな技術的な部分でも直せないというところで、このような結果になってございます。

確かに中身は製造会社固有の技術と高度な知識という言葉を使っておりまして、具体的には、例えば設計製作技術に関する固有の技術ですとか知見とか、それを生かして機器を診断する能力とか、それが不具合になった場合にそれに対応する処理する能力といったものとか交換部品の製作とか入手をするといったこと、他にも熟練した技術者を確保するといった面も含めて、この固有の技術と高度な知識というのを一定、求めていきたいと考えて、このような文言となつてございます。

【小池委員】 理解はできますけれども、説明資料ということですので、丁寧に書いていただくことが重要かと考えています。

【有川部会長】 前回のこの部会で、随契理由が不親切あるいは十分ではないということで、随契理由について検討してもらい、あるいは改善してもらいという話になりましたけれども、これは改善前のものですか。

【下水道局 中野課長】 これは、改善前のものがございます。

【有川部会長】 ということは、今、小池委員が言われたように、これからの方針としては、随契理由をもう少し丁寧に詳しく書くということですね。

【下水道局 中野課長】 先日御指摘いただきました監視制御設備、全件全て細かく記載するようにしてございますし、その他のものにつきましても、理由が不明確なものにつきましては内部で検討しながら補強するように努めているところでございます。

【有川部会長】 小池委員がおっしゃられるとおり、日本碍子ではなくてメタウォーターがそれについてもやれるのだったら、他のところも同じような情報があればやるのではないかというような疑念を持たれかねないので、ぜひ、そのところは注意しておいていただきたいと思います。

【飯塚委員】 4ページの理由書ですけれども、これは公にはならないのですか。

【下水道局 中野課長】 理由書の理由の部分は公になります。

【飯塚委員】 なるのですか。

【下水道局 中野課長】 はい。

【飯塚委員】 何に書いてありますか。

【下水道局 中野課長】 電子調達システム上で公表されます。

【飯塚委員】 小池委員がおっしゃったように、私もただ定型目をコピーしているような印象があるのですが、そうは言っても、どこまで書き込むかというの、いろいろあるかもしれません。

逆に言えば、これをオープンにしているのだったら、このような技術はこの会社にしかないと言い切ればいいのではないのでしょうか。そうすれば、私のところではできるという会社がそれを見たら、「おかしいです。東京都の調査が不足しているのではないですか」ということになります。ですから、この技術は他者はできないからメタウォーターなのだということを皆さんが自信を持って言い切れるのなら、そう書いたらいいのではないですか。

【下水道局 中野課長】 実際に造ったところでないと設計資料がない中で、部品や、どのように造るのか材質にするのか、どのような形にするのか等、全て造ったところでないとわからない部分がございます。そうしたところも含めて、そこしかできないということをしつかりと書き込んでいくことを検討していきたいと思っております。

【下水道局 川村課長】 つけ加えさせてください。こちらのシステムは汚泥焼却システムとして一体として動いているものでございまして、焼却炉、あと付随する設備といったものが連携して動いております。ですから、我々のほうでは、その部分は製造メーカーにシステムの性能保証をしていただくということで、我々としてもそのところの製造システム会社をお願いしているところでございます。

技術的に我々はできますというように、ノウハウを知らないところが例えば一部の部品だけを技術的に換えられると言ったとしても、システム全体としてうまく動くかどうかというのは、やはり製造メーカーのシステムとして保証していただく必要がありますので、我々としては、全体としてこのシステム保証にかかわるということで、製造メーカーに随意契約としてお願いしているところでございます。

【飯塚委員】 今おっしゃったのは、この理由の10行くらいの中のどこに書いてあるのですか。

【下水道局 川村課長】 そこは、「今回補修する流動用空気設備等は汚泥焼却設備の重要部分であり、正常な稼働を確保することは製造会社固有の技術と高度な知識が必要不可

欠である」というところで、我々としては「流動用空気設備等は」と、今回、何をメインの装置として理由に持ってくるかというところを検討して、ここに記載している形にさせていただいています。

**【飯塚委員】** この4行を読んでも、その前に課長さんがおっしゃったような趣旨は伝わってこないのです、もう少し国語能力を高めて、要するに関係者が、知識のある人が読んでも、確かにあそこのあの部分というのは本当に固有の技術で、自分たちがどんなに努力をしてもできないということをきちんと書き込んで、なおかつ都が他は無理だと断言しておけば、あまり疑念は出てこないのではないかと思います。よろしくをお願いします。

**【有川部会長】** では、まとめに入らせていただいてよろしいでしょうか。もう3人の委員共同意見だと思います。前回審議した随契理由と同じように、随契にしている理由について、きちんと外部に公表されていることも踏まえて、適切に外部の人が、一般の人がわかるような形で、丁寧な言葉で書いていただきと思います。それは、文章が書ければいいというのではなくて、随契理由としてこれはもたないと思うようでしたら、別途、適切な契約方式もあわせて検討していただくということで、一般論も入っていますけれども、本件については既にこうした形で公表されていると思います。

ただ、いやらしいのは、7月6日というのは、入札改革後の適用後の日付の契約です。ですから、一般の人は、改革したのに相変わらずこんな理由なのかと思われるのが嫌だとは思っています。かといって、適用される前にさかのぼって随契理由のところを見直すとなると、これもまた大変な作業になるので、むしろ今回の指摘をもって一般の人に知らしめるということにしましょう。

随契理由を適切に検討し、かつ、それに合ったものとしてください。つまり、文章を装飾していただきたいというのではなくて、随契理由をきちんと検証して、それをきちんとした表現にさせていただいてそれを公表していただくということで、あらためて前回に引き続きお願いしたいと思います。では、6番目はこれで、下水道局さん、どうもありがとうございました。

**【有川部会長】** それでは、全体のまとめに入りたいと思います。議案1から議案6まで審議をさせていただきましたけれども、議案に直接関係するような形で改善の意見を申し述べたものがあったり、あるいは議案に直接ではないですけれども、それを敷衍した形で改善をお願いしたり、場合によっては資料の整理をお願いしたということで、各議案について、それぞれ個別の具体的な意見は申し述べさせていただいたところであり、それを、事務局のほうで再確認していただいてもよろしいでしょうか。

**【吉川課長】** はい。まず総論的なお話でございますが、議案1については継続審議的に、今回、本日結論を出すということではなくて、あらためて御依頼のありました内容を整理して御説明します。

議案2から議案6までにつきましては、今、部会長がおっしゃられたとおり、改善に向

けた提案なども含め御意見をいただきましたが、全体としては、知事に対する具申はなしというのが結論だったかと思えます。個別に順次振り返りと言いますか、主な意見等々も含めて御説明させていただきます。

まず、議案1でございます。最大の論点となりましたのが補償代行工事、機能補償の代行ということで、マリーナをやっている造船所の今までやっていた施設の工事です。クレーンしかり、船着場しかり、補償代行工事という内容が一番大きな論点だったかと思えますが、その部分について全体をあらためて整理して資料で示してほしいというのが、宿題としていただいた部分として認識しております。

それ以外にも、本件については3回目の入札ということで、27年度、28年度、最後、今回の29年度ということだったわけですが、大きく2点ほど御指摘があったのかと思えます。過去2回が不調だったわけですがけれども、その間、どのような工夫がなされてきたのかということで質疑があったというのが1点です。もう1点は、緊急性が高いのが防災の工事という観点からすると、年度の途中で不調があったのは事実かもしれないけれども、その年度内に再発注できたのではないかということでお尋ねいただいて、お答えとして、工期のお話ですとか、予算が当年度予算ではなくて今年度の債務負担のお尻の年度の話などについてやりとりがあったものと認識しております。

よろしければ、続いて議案2でございます。都議会選挙後の議事堂のパーティション等の特命の工事ということでございましたが、こちらについては短期間でやる部分についてはおおむね御理解はいただいたものとは思いますが、質疑の中で、本当にここでなければできないのかという点で御確認をいただいたものと認識しております。また、重要な観点として、短期間でやる中で業者の言いなりになった金額になっていないかという点での検証をどのようにやるのか。また、今後も4年に1回こういうことが発生すると思うけれども、次回に向けては例えば今回やっている内容を事前に検証した上で、その次の工事等に反映できるように、重ねてのお話で恐縮ですが、以前やったものの検証をしっかりとった上で、より一層の入札、契約の適正化を図ってほしいという御意見があったものと認識しております。

続きまして、議案3でございます。ここからは下水道局さんのお話で、炉の関係が2つありましたが、3番目の案件は炉の撤去の工事ということだったかと思えます。御質問の中で、炉の撤去という工事であれば、質疑の中で特命なのかどうかといったやりとりもありましたが、業者さんが絞られることはないのではないかとといった御質問を頂戴して、この案件の特殊性のようなところの御説明が、原局のほうからあったものと認識しております。その議論を経た上で、実際のところは施工者が限られるのであれば、役所のほうではなかなか特命というのはしにくい部分もあるかもしれないけれども、1者入札の弊害というのを認識しながら、必ずしも特命を勧めるというわけではないけれども、適切な契約方法を模索してほしいという旨のまとめだったと認識しております。

続きまして議案4につきましては、下水道の管の再構築工事ということで、一部開削と、

あとは管の補修工事の案件だったかと思いますが、こちらにつきましては辞退者が多かったということで、辞退の理由についてシステム改修をして聞くことになっているのは前進ではありますけれども、そこではとどまらずという趣旨もあったかと思いますが、より詳細な内容を確認するという観点からも、必要に応じてヒアリングなどは必要なのではないかと。また、辞退をした方に対するペナルティーについても御議論があったかと思いますが、ヒアリングの過程の中で必要に応じてそういった対応もあり得るということも含めて検討してはどうかという御意見がありました。最後に飯塚委員のほうから技術者不足の話なども踏まえて、厚労省さんのほうでやられている病院の医師の方を定点観測できるような仕組みもあるという御披歴もいただいたところかと思いますが。

続きまして5番目、下水道局の再構築の工事でございますが、こちらはシールドマシンを使ってやる工事ということで低入札の案件でございましたが、ここで議論になったのが、かなり安かったわけですが、予定価格と落札金額の差は何だったのか、どこの部分に差があったのかということを確認の質問を頂戴し、質疑のやりとりがあったと考えております。

また、こちらの落札者というわけではないのですが、1番札で入れていたところが特別重点に引っ掛かって、「特重になったので、調査票を出しますか。出しませんか」といった中で出さないという答えがあったところでございますが、どういった要因で特重に引っ掛かったのかという確認がなされたものと認識しております。

こちらの低入の案件につきましては、入札契約制度改革を経まして、本件については改革前の案件だったわけですが、改革後、低入の制度が変わっている部分もありますので、その部分の対応関係等々を整理した資料を後日提出するように、宿題をいただいたものと認識しております。

最後に6番目の案件、下水道局さんの炉の補修の工事でございますが、話題となりましたのが特命随意契約の特命理由書でございます。先に開催した第二監視部会のほうでも、長期継続のものについて特命理由を丁寧に書くべしという御意見はいただいていたところでございますが、今回についても、前回いただいたよりも前に発注していた工事ということもありますけれども、やはり随契理由は公表されているものということ踏まえまして、書きぶり等々、単に文字面をふやすということではなくて、随契理由が適当なのかどうかも検証してもらった上で、わかりやすく丁寧な書き方が必要なのではないかというような御意見を頂戴したものと認識しております。

不足する部分があったかもしれませんが、私のほうで認識している主なやりとりについては、以上と考えております。

**【有川部会長】** ありがとうございます。吉川課長に丁寧なまとめをいただいて、恐らくそれが今度の議事録、議事概要に、それでいっていただきたいと思っております。

それでは、今のような各案件についていろいろな付帯意見と言いますか、あるいはお願い等もあわせてこの委員会として申し上げますけれども、全体として知事に具申する事

項はないというようにまとめたいと思います。ありがとうございます。

長時間ご協力いただきましたけれども、特にそれ以外に何か委員のほうからは、よろしいでしょうか。では、事務局のほうにお返ししたいと思います。

【五十嵐部長】 それでは、委員の皆さま方には、本当に長い時間にわたりまして御審議いただきまして、ありがとうございました。特に議案1ではかなり時間がかかって、事務局のほうの準備が不足していたことを、大変反省しております。次回の審議ではそういったことがないように十分に注意したいと思っております。委員の皆様には、引き続きお忙しい中ご対応いただくこととなりますが、今後ともよろしく御協力のほどをお願いしたいと存じます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。本日は、まことにありがとうございました。

— 了 —